

## 令和2年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号（6月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
森    隆    之    君	7
北    條    利    雄    君	19
関    根    浩    治    君	39
宗    田    雅    之    君	50
関    根    英    也    君	60
前    田    武    久    君	69
会議時間の延長	82
発言の訂正	82
報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑	83
承認第5号～承認第14号の上程、説明、質疑、採決	84
議案第41号～議案第42号の上程、説明	91
議案第43号～議案第49号の上程、説明	92
議案第50号の上程、説明	98

散会の宣告	98
-------	----

## 第 2 号 (6月11日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	100
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
職務のため出席した者の職氏名	101
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
議案第41号～議案第42号の質疑、討論、採決	102
議案第43号～議案第49号の質疑、討論、採決	103
議案第50号の質疑、討論、採決	108
日程の追加	108
同意第3号～同意第10号の上程、説明、採決	109
同意第11号の上程、説明、採決	111
閉会の宣告	112
署名議員	113

第 2 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和2年第2回鮫川村議会定例会

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年6月9日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 2号 白河地方土地開発公社の経営状況について  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例)  
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村保健センター設置条例の一部を改正する条例)  
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村税条例等の一部を改正する条例)  
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例)  
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
(鮫川村税条例の一部を改正する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第13 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第11号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第14 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度鮫川村一般会計補正予算(第1号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第15 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度鮫川村一般会計補正予算(第2号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第16 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて  
(副区長の選任について)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第17 議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明

日程第18 議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明

日程第19 議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)  
提案理由の説明

日程第20 議案第44号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第1号)  
提案理由の説明

日程第21 議案第45号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第1号)  
提案理由の説明

日程第22 議案第46号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)  
提案理由の説明

日程第23 議案第47号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第24 議案第48号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第25 議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第26 議案第50号 村有財産の無償譲渡について

提案理由の説明

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農政商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第2回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、鈴木隆寛君。

○議会事務局長（鈴木隆寛） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、3月26日東白衛生組合議会第1回定例会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付してあります報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、ご挨拶をいただき

ます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 令和2年度第2回鮫川村6月定例議会の開催をお願いいたしましたところ、全議員ご出席のもとに議案の審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。

さて、全世界を震撼させている新型コロナウイルスによる感染者の発症は、国内では一時落ち着きを見せたものと思われましたが、都市部においてはクラスター感染者が確認されるなど、第2波の感染拡大が心配されております。また、国から発令された緊急事態宣言も5月末には解除されてはおりますが、完全終息に至るまでは長い時間を要するものと思われま

す。  
本村といたしましては、今後とも気を緩めることなく、厳重な感染予防対策は引き続き継続してまいります。村民への感染防止策を最優先とし、鮫川村コロナ対策本部を2月27日に設置し、国・県の感染防止指示と感染動向を見極めながら、本村ならではの数々の対策を講じてまいりました。

また、県内や近隣市町村においても感染者が発生したことから、5月の連休も休日を返上して、最悪な状態を想定し万全な対策を講じてきたところでもあります。4月1日に就任いたしました副村長には、県等の情報収集、各課との調整、本部対応指針の作成など、そして教育長には、県教育委員会、各学校、こども園との連絡・調整、施設の使用制限と解除等、迅速かつ適切な対応をしていただき、力強い限りでありました。

緊急対応中には、議員の皆様や各区長には随時、経過をご報告させていただきましたが、緊急性を要すること、さらに移動の自粛、3密を防ぐために臨時議会を招集するいとまもなく専決処分させていただきましたことをご理解くださるようお願い申し上げます。

感染防止策として、また村内外の皆様からの貴重なマスク等のご提供、村外の業者様からの除菌水のご寄附など、感染防止には欠かせない緊急物資のご提供を賜りました。改めて心から感謝を申し上げます。

次に、長期間にわたりまして臨時休校をお願いしてまいりました小・中学校も、先月25日より通常の登校が始まりました。子供たちの元気な声が村内に戻ってまいりました。臨時休校で遅れた学習の回復に向けて、教育長はじめ各校長、先生方も全力を注いでいるところであります。

次に、町村首長、議員選挙におきまして長年の懸案でありました選挙ポスターや遊説者の



借上費などの公費負担につきましては、今回の国会で成立される見通しとなりました。既に衆議院は通過したと聞いております。今後、町村議員の成り手不足や立候補しやすい環境を整えるためにも大きな一翼を担うべく、公選法改正であると大変期待をしております。

さて、今定例会でご審議いただく承認と議案についてであります。報告が2件、条例改正が5件、専決承認を求める令和元年度と令和2年度の一般会計補正予算が3件、副区長の承認が1件、合計10件、議案として条例改正が2件、令和2年度鮫川村一般会計補正予算と特別会計補正予算外1件、合わせて10議案を予定しているところでもあります。

さらに、一般質問は6名の議員各位より10件の通告をしていただいております。どの質問におきましても、村が抱えている大きな課題、村民に直結する重要な質問であります。通告していただきました議員各位に深く感謝を申し上げますとともに、誠意を持って答弁させていただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星 一彌君） 以上で村長の挨拶は終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

7番 関 根 英 也 君 及び

8番 前 田 雅 秀 君

を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） おはようございます。

去る5月28日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和2年第2回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本定例会の案件は、報告2件、専決処分の承認10件を含む村長提出議案22件でございます。このほか陳情書1件を受付しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日6月9日から6月11日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

#### ◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうからは、1件、村長に質問、もう1件、教育長に質問させていただきます。

まず1件目なんですけれども、新型コロナウイルスについて。

新型コロナウイルス対策への村としての初期対応の反省点と今後の対策についてのお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の1つ目の質問、新型コロナウイルスについてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染者が今も全世界にいる中で、いまだ終わりの見えない状況にあります。本村につきましても、村民の命を守るために数々の感染防止策を講じ、今なお進めている状況にあります。

本村の対応策として、まず鮫川村新型コロナウイルス対策本部設置要綱を策定いたしました。対策本部長に村長、副本部長に副村長、教育長、本部員に所属課長を充て、村全体で情報の共有や適切な感染対策を図ることを目的として、2月27日に策定して設置をしました。これまで12回の会議を開催してきたところであります。

日々刻々と新型コロナウイルスに関する状況が変化する中で、国や県の動向、情報をまめにキャッチしながら、村民の不安軽減を図るために、逐次、行政区を通じ全戸へ文書で周知、またホームページに掲載、さらに臨時の防災無線により、繰り返し何回も何回も村民に感染防止を呼びかけてまいりました。

緊急事態宣言が発令された際には、不要不急の外出を控える全世帯への文書を配布、防災無線での呼びかけなど、さらに、公用車で村内全域を巡回して広報活動を2回実施してまいりました。また、村内各事業所へ感染防止のお願いの文書も配付したところであります。

次に、3月中旬から新型コロナウイルスの影響によりマスクの品薄が続き、購入できない状況にあったために、村民が安心安全に生活することができるよう、商工会を通じて村内の縫製会社に布マスクの生産をお願いいたしました。村内の縫製会社3社が休日返上で対応してくださり、4月21日に納品、23日には各行政区を通じて配付され、村民の方々から、うれしい、そして助かりますなどの御礼の言葉を数多くいただいております。

この事業を実施したことにより、村全体の感染対策ができたこと、村内企業に対する経済効果の創出、さらには、布マスクを私も作ってみようという創作意欲や作る楽しみ、友達に送る楽しみが生活の質の向上につながったのではないかと感じております。

また、消毒液が不足する中、村外の業者様から次亜塩素酸水が寄贈され配付したところ、第1回目は602世帯、第2回目は225世帯の方々に取りに来られました。村民の方々の感染防止に対する意識の高さがうかがえるとともに、村としては必要なときに対応できたことと、各戸に配付できたことと、そして、業者様に深く感謝をしているところであります。

さらに、目に見えない外出の自粛、行動制限により運動機能、認知機能の低下の進行を防

止するために、定期的に身体を動かす機会を提供し、健康被害を防ぐことを目的として、毎日午後3時に、ラジオ体操の防災無線を鳴らしております。高齢者が庭先で、田畑で、音楽に合わせてママと一緒に体操しているなど、非常に好評であるために現在も継続をしているところであります。

また、地域では地区の民生委員さん、そして老人クラブ、いきいき百歳体操のリーダーの方々と連携を取って、高齢者宅に電話をかけて生活状況の確認を行い、感染予防の啓発に取り組んでいただきました。このような取組が地域の人と人とのつながり、支え合いを強くして、さらに感染防止につながっていくのではないかと考えております。

国内外の医療機関の現場では医療従事者が逼迫している状態にある中で、東白川郡の町村担当者、郡医師会、病院関係者等で組織する東白川新型コロナウイルス感染対策会議を立ち上げて7回にわたって会議を開催し、行政と医療機関の連携を密にすることで、医療機関を応援するとともに医療崩壊の対策につながっております。

森議員質問の初期対応の反省点ではありますが、以上述べたような対応を迅速かつ適切に行ってまいりましたが、今後、第2波、第3波が想定されますので、今後の対応策についてご提言やご意見があればどうぞお聞かせいただきたいと思っております。

今後も予断を許さない状況がしばらく続くと予想されますので、マスクの着用、それから手洗いの徹底、集団発生予防のための密閉・密室・密接、この3つの密を避けて、自分を守り、そして自分の大切な人を守る行動をお願いするとともに、村民の皆様に対して最新の情報を提供するとともに、感染防止に向けて全力で取り組んでまいります。

以上で、2番、森隆之議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 村としての様々な対策、知恵を絞ってできる限りのことはしたかとは思いますが、これから第2波が来るに当たって、今の期間、一時落ち着いている状態にあります。このときに、今後、第2波に備えて準備をする、対策をしなければいけない。実質的な対策としましてクラスター対策がございまして、民間の企業ですと、自粛要請が出たときに、分散出社ですか、職場に分散で行く、あとリモート会議、テレワークなどの対応を取っておりますが、村役場としては今回その対応を取ったのかどうなのか、また、こういった場合、今後取る予定があるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） クラスター対策、要するに集団になることによって感染してしまうと

いう状況がもう既に発生しております。ちょうどうちの村の場合には、4月末から5月の連休時が一番ピーク時といいますか、隣接町村で感染者が出てしまったということもありまして、そのときに職員の、既に茨城県の自治体、矢祭町の自治体では職員をA班、B班に分けて、そして自宅での業務ということで切り替えたようではありますが、私どももその検討はいたしました。

しかしながら、職員の対応として、極力、小学校が休校になると、そしてこども園も自粛していただくというときに、まずは子育てのために休まざるを得ない職員、そのような、コロナの問題で子供を家庭で見なくてはならない職員を当然優先的にお休みいただきたいと。それと、特別休暇といひまして、有給休暇を消化しない休暇、これを統一して職員が自主的に休んでいただくということで、班分けをして半分の職員が交代でということは講じなかったものであります。

幸いにも感染者が本村に出なかった、近隣町村にもまだ出ていないという状況であります。今後、一番心配されるのは、職員の中に、あと家族の中に感染者が出たとなれば、これは別です。ですから、役場機能が、職員に感染すると当然閉鎖しなくてはならないので、機能が失われてしまいます。そこに十分気をつけながら、クラスター感染が出ないような方法も今後講じてまいりたいと思いますし、あと、各職員、これ当たり前のことですが、発熱の状況、毎日、検温をしております。発熱がある場合には当然お休みいただくと。あと、業務の途中で熱が出たという職員もおります。具合が悪くなったという職員はすぐに庁舎を、お休みいただいております。具合が悪くなったという経過がありますので、そういったクラスターで感染がないような対応をこれから講じてまいりたいと思います。2波、3波は必ず来るといことですので。

あともう一つ、発熱外来の検討を、今、東白川郡の町村長会の中ではしております。塙厚生病院に発熱外来相談室というのがありまして、今のところそちらで対応できているという状況なので、ただ、今、各町村の医療機関、うちで言えば国保診療所の先生と来週お話を予定にはなっておりますが、先生とお話を、地域の状況がどうなのかというものを持ち寄って、第2波、第3波に対応する発熱外来の設置が郡内に当然必要であるという声が出ておりますので、それが必要かどうかというのは検討して、町村長会で決定していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 班に分かれて優先順位を決めてやったということで、大体状況はつかめました。ですが、鮫川村としまして、今までなかなかできなかったネット環境の整備、これを今回のコロナウイルスを機会に早急に対策していかなきゃいけないと私は思います。

それにはまず役場で、この庁舎、本庁舎と保健センター離れていますよね。あと、こどもセンター、ああいう場所でまず試験的にオンラインのウェブ会議等を開いて、まず役場の職員の人たちが実践してみる。それで村の人たちに、今度こういう会議がありますよと、こういうシステムがあってできますよという指導も必要じゃないかと私は思うんですけども、それに際して、今後、ネットワーク整備事業への予算とか、そちらの対策は計画があるのかどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 既にインターネット会議が進められております。先般、県知事と、約1時間、オンライン会議というか対談をさせていただきました。また、教育委員会でも既にそのような、各教育長、学校長とのインターネット会議を進めております。

確かに、うちの村の場合にはそういったインフラ整備が非常に遅れておりますが、今後これを機会に、やはり出向かなくてもいい会議、それから、必要な経費を負荷にかけない会議はやはりそういうインターネット会議、テレビ会議がもう既に当たり前のようにどこでも開催されておりますから、それも視野に入れて、今後インフラ整備するにはどのぐらいの予算、あと、国・県の支援金がどのぐらい頂けるのかということも加味しまして、あと学校関係ですね、学校関係の教育関係にも併せて整備していきたいと思っております。

学校関係も、教育長がおっしゃっていました。やはりテレビ会議で非常に、子供たちとインターネット授業はいいんですけども、やはり直接の授業が一番なんですよという話をされておりましたし、そういったことを、昔ながらのやり方のいいところもありますから、そこをやっぱり見極めて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、今後早急に検討していただいて、中でも、こういう村ですからなかなか、タブレットとかパソコンに接していない方が多いです。なるべくその指導をするのも村の仕事だと思って取り組んでいただきたいと思います。

もう1点なんですけれども、今度はアフターコロナ、今ちょっとコロナが落ち着いているんですけども、一番ここ重要だと思うのは、行く行くは村に多分来るんじゃないかと。今、村民が怖いのは、自分が一番になりたくないというのが一番、村民の怖さだと思います。そ

れが抑止力になってみんな対策に気を使っているんですけども、万が一、感染者が出た場合にまず心のケア、こういう村ですと差別、人権侵害、うわさが広がって、親戚・家族、そういうのが懸念されます。そういったときの対策として村としてはどういった対策を取るべきなのか。情報を全て公開して、クリアにして、この人、大丈夫だよ、全然影響ないですよと。反対に隠すとなると、今度、犯人探しではないですけども、うわさが広がっているいろいろな追い詰められるということがあるので、そういった対策等は村としてどうお考えなのかお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は県南地区で、矢吹町で感染者が発症いたしました。それと、連休のさなかに古殿町でも感染者が出ております。そのときの対応は、逐一ちょっと県の対応も変わってはきたのでありますけれども、まず、感染者が発症したとなると、県南保健福祉事務所のほうから担当課に連絡が来ます。それと、今のシステムでは副知事から直接、首長の携帯電話に感染者が出ましたという連絡が来ます。それは本村の、貴村の村民ですという連絡が来ますけれども、その段階でどこに住んでいるとか、男性、女性別は分かるんですけども、周りの詳しい状況というのは実は公開はされないわけです。それはなぜかという、個人が確定されてしまうおそれがあるということなんです。

感染者が出た場合には、基本的に県も、県南保健福祉事務所も、県ですね、それと自治体も記者会見をしなくてはならないんです。記者会見のマニュアルというのは既にもうできております。できておりますが、その中でお話ししていいところは限られております。個人のどなたかというのが特定できるようなことは公開はできないわけです。あと、本人の承諾も、感染者の承諾も必要ですから慎重にかかるということなんですけれども、一番の問題はうわさだけが広まるということなんです。役場では隠しているんだべと、知っていて何で隠しているんだと、うちの家族はあの会社行っているとか、この学校行っているとか、なぜそこが言えないんだというところで、大変な思いをされたのが矢吹町の町長とか古殿町の町長なんです。やっぱり詳しくお伝えしたいんですけども、公開できない部分があるというジレンマが対策本部には実際あります。

あと一つは、感染者が出たとなると濃厚接触者というのをどんどん調べ上げる。調べ上げると、これは、接近者がどなたなのかということのを県が調べます。調べた段階でPCR検査をするか否かというのは、基本的に、症状といいますか、発熱とか出なければやらないとはなっているんです。ただ、感染者の感染ルートが明確でないというところにおいては、古殿

町では18人の濃厚接触者がいらっしゃって、全ての方がPCR検査をやりました。連休中ですね。それで結果が陰性だと実は分かったんですけども、ただ注意しなくてはならないのは、濃厚接触者イコール感染者ではないということなんです。ですから、検査はしたけれども感染者ではないと。その取扱いを間違うと、今、森議員おっしゃるように、誹謗中傷、それから差別、偏見、このような連絡がどんどんと既に他町村では来ているというのが現状ですから、私どももやっぱり、本村には絶対感染者が現れないということはありませんから、必ず出ると思って慎重にかかって、そういった感染者が出た場合の濃厚接触者の扱い、それとその社会的な偏見、差別を受けないような、そのような、村全体でもやっぱり構築していきたいと思います。

感染者は被害者なんです。ですから、そこを間違わないようにして。大変な思いをされているというのは聞きます。ですから、そこも村としても最良の配慮をして、感染者が出た場合の受皿づくりはしておりますけれども、出ないように皆さんで支援していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） やっぱり村民の命と、あと心を守るのが村の努めですから、最善の注意を払って、また啓発、正しい情報をお伝えしていただくという形で対策を取っていただきたいと思っております。

もう1点なんですけれども、それに対してまず不安を解消する対策として、今、話題にはなっていますけれども、抗体検査、PCR検査は、私的には村のほうで、村の健康診断等で一応導入してほしいと思っております。例えば地方創生臨時交付金などの活用も踏まえて、今年度、PCR検査、抗体検査は村として実施するのもしないのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 抗体検査、PCR検査についての村としての取り組みにつきましては、今のところ取り組む考えはございません。ただ、何度も振興局と町村会で、町長、村長会議の中でも要望はしております。

発熱外来というのは、今回のコロナの患者さんであるという疑いがある方が行くところではないんですね。その疑いがあるという方は当然、専門の機関で、保健所で検査を受けますから、その疑いがある前の、発熱があるけれども心配でならないという住民を救う発熱外来なんです。白河厚生病院には既にできておりますが、しかし、そこはPCR検査をすると



ころではないんです。ですから、問診をして、どの状況なのかという判断をして、専門のPCR検査をするところにご紹介するという形にはなるんです。

ですから、本来であれば、振興局、県が言っている地域外来、地域外来というのはPCR検査ができるということなんです。そういったものをなぜ地域的にできないのかというお話はしております。当然予算もかかりますし、充当する職員、それから医療関係者も併せてですが、村としてできるのはやっぱり国保診療所での対応ですね、あと発熱、それから症状があった場合にはすぐに電話で病状を話していただいて、それで先生の判断で、これはちょっと疑いがありますよというときには、県南保健福祉事務所の機関をご紹介いただくということで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） なるべく早い対応、お願いしたいと思っております。今は、海外ですとドライブスルー形式、日本でも試験的にやっていますけれども、そういうのも日にちを設けて国保診療所のほうで、県のほうから来ていただいて村民が検査をできる体制、そういうのもちょっと今後考えていっていただきたいなと思っております。今後、いろいろ問題山積していますけれども、村としての取り組み、ひとつよろしくお願ひします。

次にまいります。

2点目なんですけれども、鮫川村の学校教育について。

鮫川村の教育方針と、コロナウイルスにより遅れている今年度の学校活動計画について教育長さんにお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 2番、森隆之議員のご質問、鮫川村の学校教育についてお答えいたします。

就任から2か月が経過いたしました。自然豊かな鮫川村で再び子供たちに関わる仕事ができ大変うれしく思っているところです。しかし、この2か月間は、教育現場における新型コロナウイルス感染症への対応の難しさを強く感じて、改めて教育長という職責の重さを痛感して、身の引き締まる思いでおります。

先が見通せない難しい時代ではありますが、これまで学校現場や教育事務所で培ってきた経験を生かして、鮫川村の教育の充実に向け、そして、子供たちをはじめ村民の皆様のたく

さんの笑顔を見るために誠心誠意力を尽くしてまいりますので、議員の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたが、初めに、1つ目のご質問の鮫川村の教育方針についてお答えいたします。

本村の第4次鮫川村振興計画に掲げられた「人と文化が輝くふるさと鮫川」の実現に向け、子供から大人まで生涯にわたって学び続け、様々な困難を乗り越えながら、幾つになっても夢と希望を持ち、その実現に向けて挑戦し続け、自分の人生を切り拓き、よりよい村づくり、社会づくりに貢献出来る人、一言で言えば、ふるさと鮫川の未来を切り拓いていく人材の育成に努めていきたいと考えております。

本村は、人口が減り、過疎化が一層進んでいます。村づくりは人づくりと言われるように、学校はもちろんのこと、地域社会全体で、ふるさと鮫川の未来を切り拓いていく人材を育成することが重要です。鮫川村振興計画に基づき、学校教育と社会教育を両輪としながら、教育行政を推進していく考えです。

子供は、村の宝であり、鮫川の未来を担う大切な存在です。自然豊かな鮫川村で生まれ育った子供たちは、一人一人、みんな様々な可能性を秘めていると思っております。子供たちには、豊かな知性と健やかな心と体を兼ね備え、夢に向かってチャレンジする、そのような気概を持ったたくましい人に育ってほしいと願っているところです。

そこで、学校教育では、夢と希望を持って学び続ける子供の育成に向けて、ふるさと教育、そしてキャリア教育を充実させながら、子供一人一人の学力と体力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努めてまいります。

さらに、学問でも音楽でもスポーツでも、生涯にわたって学び続ける姿勢は、日常生活はもちろん、人生を豊かなものにします。生涯にわたって学習機会を選択して学び続けることのできる生涯学習の環境を整えるなど、社会教育の充実も図っていく考えでおります。

鮫川村の教育行政の代表として、教育委員の皆様をはじめ、学校、PTAなどの教育関係機関、各団体との連携を大切にして、村の教育発展のために全力を尽くす思いでおります。

次に、コロナウイルスにより遅れている今年度の学校活動計画についてお答えいたします。

5月18日に行われた校長会において、令和2年度の教育計画について、4月22日から5月20日までの29日間の臨時休業、そのうち授業日は17日間になりますが、それにより実施できなかった学習について、その内容と各時間数を確認して、遅れを取り戻すために、今年度の教育計画を見直して新たな計画を作成するように指示いたしました。

その結果、17日間の授業日の遅れを取り戻すためには、4校時や5校時だったところを6校時にしたり、実施できない行事を授業に振り替えたり、そして、夏休みの数日間を授業日にすることで何とか遅れを取り戻せるという報告がありました。

そこで、先日、小・中学校長と教育委員の合同の会議を開いて、本来は7月21日から8月19日までの夏休みを11日間短縮して、夏休みを8月1日から8月19日までとし、新たに授業日を7日間生み出して遅れを取り戻すことといたしました。

なお、この後のコロナウイルス感染症の状況によっては、冬休みの短縮、また土曜授業の実施も考えていかなければいけないかなというふうに思っておるところです。

以上を申し上げて、2番、森隆之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。教育長の教育方針と、あと今後の対策等について大まかなところは理解いたしました。

今現在こういう状況なので、学校が再開して徐々に子供たちも学校の教育、また活動に慣れてきているところではございますが、うわさによると、秋、冬にかけて第2波が来ないとも限らないということがございます。それで、今のうちできるだけ授業を進めておきたいということで、夏休みを短縮したり、いろいろな遅れを取り戻す授業の方針があるかと思うんですけども、何せ公立の学校ですと私立と違ってなかなか、レベル的に速いスピードで授業を進められない。みんなが理解して次のところに行くというのが基本であるかと思うんですけども、やっぱり中学3年生ですと今度は高校受験がありますし、6年生ですと中学への準備段階で小学校の授業を終わらせなきゃいけないというのがあるかと思えます。

なので、今回、学校休校ということで、全国一律、緊急事態宣言が出て休校になったと思うんですけども、鮫川の場合、幸いにもというか、ちょっと人口が少ないので、子供の数が少ないことは事実でございます。なので、私的には休校というとき、全国一律、県の要請を受けて休校ではなく、学校に通えるのであればちょっと子供たちを学校に通わせて、ましてや鮫川は昔、人口が多かったせいか、教室が広く造ってあるというのも事実です。中学校なんか、昔3クラス、4クラスあって、今1クラスしか使っていないので、そういった場合は、1学年を30人いれば10人ずつに分けて3教室使って、それで先生は、授業をやるですればりモートで視聴覚室、職員室から授業を行って、3クラス同時に授業をやるとか、分からなかった子供たちはアフターでその後フォローしていく。

そこに行くまでにバスで密集しちゃって感染が怖いというのであれば、保護者の送り迎え

等、感染しないようにする対策もできますので、できれば、郡内合わせるとか県内合わせるといふ対策も必要だとは思いますが、鮫川独自の対策、安全であればちょっとでも長い時間、学校に通わせていただきたい、そういう願いなんですけれども、そういう考え等は、教育長、今後どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

先日、文科省のほうから通知がありまして、第1回の学校一斉休業に関してやっぱり反省するというような意見がございました。今後、やはりその地区、その地区の対応で進めていくべきではないかという反省点がたしかなされたかと思えます。

実は、本村においては、例えば夏休みの休業に関しましても、一応、郡内の教育長様方と連絡は取りましたが、決して一律ではなくて、やはりそれぞれ対応がまちまちでございます。やはりその地域に合った、状況に応じた対応ということで、日程を今回の夏休みの短縮についても行っておりますので、今、森議員さんがおっしゃったように、今後もやはりこの地区に合った対応を進めていこうと思っております。

ただ、やはり子供たちの安全が第一だと思いますので、その点、第一に考えて様々な対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、地区に合った対応ということで、やれる範囲であればやっていただきたいということでお願いしたいと思います。

また、学校再開に当たりまして、今、スポーツ活動なんですけれども、スポーツ活動で、体力が戻らないので時短でお願いしますとか、いろいろな制限がかかっております。保護者の方から見れば、ちょっと鮫川、対応厳しいんじゃないのというお言葉も出ているのは事実でございます。ただ、これは子供たちの命を守る、命を守るといっても、いろいろところで聞くんですけれども、それを言われてしまうとなかなかそれ以上進めないところもあります。子供たちは従うしかないんですけれども、中止、延期、自粛と言うのは簡単なことなんですけれども、それに対して大人たちがどういう考えで、いかにスポーツをやらせてやれるのか、勉強をやらせてやれるのかという対策が大人たちのやるべき仕事だと私は思っております。

なので、できれば今後、会議を開く等であれば、各地域、地域の専門的な知識を持ってい

る人たちを集めて、なるべく、全員とは言いませんけれども、村の主要な各団体の人を集めてオープンな場所に対応していただいて、それから対策を決めていただけるのもいいかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 今後のスポーツ少年団等、あるいは部活動も含めてだと思んですが、その活動についてなんです、まず、決して鮫川村が厳しいという思いは持ってはおりませんでした。実は、県あるいは国から指針が出ておりますので、その指針に沿って対応してきたつもりでございます。とにかく非常事態中、各スポーツ少年団やあるいは中学校の保護者会の皆様には、活動の自粛にご協力いただいたことにこの場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今後の活動についてですが、スポーツ少年団の活動につきましては、6月1日に福島県スポーツ少年団から発せられたガイドラインに沿って活動していただきたいと考えております。そのガイドラインには、内容は、過度な負担がかかる運動は避けること、週4日以内、1日2時間程度を目安に活動、1か月ほど他団との交流試合は自粛するというような内容が書かれておりますので、各団体におきましては、このガイドラインに沿って活動をお願いしたいなというふうに思っております。

なお、各競技団体からもガイドラインが示される場合がございますので、その際にはやはり、その競技団体のガイドラインに従って活動をしていただければと考えております。

そして、中学校の部活動になりますが、学校再開後から6月5日まで、先週までですが、その休業期間中の子供たちの運動不足を考慮しまして、先ほど森議員さんがおっしゃいましたが、体慣らしとか体力づくりということで、軽い運動ということで、中学校で1時間程度という制限をつけて活動をしてまいりました。そして、今週からはいよいよ普通の活動に入っていくわけなんです、ただ、中学校長のほうに先週の子供たちの様子をお伺いしたところ、急激に多少運動したということで、やはり疲れが見られるというようなお話をお伺いしました。そこで、今後しばらくの間、6月中におきましては、活動内容や時間が子供たちの負担にならないように、段階的に活動を行っていただきたいなというふうに思っております。

具体的には、平日の部活動は一応6時までということでお話をしておりますし、また部活後の練習会ですね、それにつきましても、やはり今の時点でなかなか厳しいと思いますので、子供たちの体が。午後8時くらいにはうちに帰ってゆったりとできる体制も必要なのかなということをお願いしました。

それと、土日につきましては、どちらか1日2時間までというようなことで、子供たちの生活の様子や体力の状況を踏まえながら段階的に活動を行えるように中学校のほうにお願いしたところです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 子供たちの疲れが見えているということでそういう対応になるのかなと私は思います。

ただ、私が思うに、これは各団体のガイドラインとして示されていて、指導者も資格を取って指導している指導者が多いので、時間制限なしでも、やっぱり指導者が子供たちを直接見て、それで負荷がかかかっているな、かかっていないなと。これもやっぱり一律にしてしまうと、人によってなんですけれども、土日時間も時間が空き過ぎて、うちでゲームなんかしてだらだらしちゃうという子もいるんですね。なので、ある程度、疲れている、疲れていないというのではなく、それも専門家に任せるという形で、大まかに時間は大体これぐらいだよとお任せにさせていただいて、その中でやってくださいと。時間はここまでという決め方じゃなくて。

または競技によっては、プレー時間が2時間なのか、移動時間、準備期間を含めて2時間なのかというので大きな違いが出てしまいます。実質内容1時間しか運動できなくて、あと準備と1回で終わりというのもあるので、そういうのも含めて、今後いろいろな検討を広い分野から吸い取って、お話し合い、会議等をしていただきたいと思います。

教育長は就任し立てで、いろいろ問題があつて大変だと思いますけれども、今後そういうことをちょっとお願いして、以上で私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 11時5分まで休憩をいたします。

(午前10時56分)

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会に通告どおり3点の質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今般の新型コロナウイルス予防対策のため、村民の皆様に対する各種要請や支援策等、行政の取り組みに、それから対応に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今日は、一般質問で、村から配布されましたマスクを着用させていただいています。ちょっと暑苦しいのですが、大切に使用させていただきます。これからも対策にさらに一層万全を期すようお願い申し上げたいと思います。

さらに、新たに就任されました渡邊副村長、それから武藤教育長、お二人には、本村の行政と教育の進展にお力添えとご尽力をくださるようよろしくようお願い申し上げます。

それでは質問に移ります。

まず第1点は、高齢者介護施設での感染症対策についてであります。

高齢者介護施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場です。このため、新型コロナウイルスをはじめとする高齢者介護施設は、感染が広がりやすい状況であることを認識しなければなりません。また、感染自体を完全になくすことはできないことを踏まえ、感染の被害を最小限にすることが求められております。

このような前提に立って、高齢者介護施設では、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には、感染の拡大防止のため、迅速で適切な対応を図ることが必要であります。

高齢者介護施設における感染症対策の基本、感染管理体制の在り方、平常時の衛生管理の在り方及び感染症など発生時における対応法について、高齢者介護施設における感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や感染症対策を効果的に実施するためには、職員一人一人が自ら考え、実践することが重要になります。

本村には、社会福祉協議会とみやぎ会が運営する施設があります。施設での実情を踏まえ、感染対策のために必要な独自の指針とマニュアルの作成などがあると思われそうですが、これらの対策についてであります。

1つ目は、高齢者の特性、高齢者介護施設の特性、施設における感染症の特徴の理解について。

2つ目は、感染症対策に対する正しい知識（予防、発生時の対応）の習得について。

3つ目は、施設内活動の着実な実施（感染症対策委員会の設置、指針とマニュアルの策定、職員などを対象とした研修の実施、設備整備など）についてであります。

4つ目は、関係機関との連携の推進（情報収集、発生時の行政への届出など）について。

5つ目は、職員の労務管理（職員の健康管理、職員が罹患したときに療養に専念できる人的環境の整備など）についてをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目のご質問、高齢者介護施設での感染症対策についての質問にお答えをいたします。

北條議員お話しのとおり、高齢者は感染症に対する抵抗力が弱く、特に喫煙者や糖尿病、心疾患など基礎疾患をお持ちの方は、感染症が重症化しやすいとされております。村内の高齢者介護施設ひだまり荘、みやぎ会が運営する特別養護老人ホームさめがわ、グループホームさめがわについても、利用者や入居者を感染症から守り、人生の質や生活の向上につながるケアの提供を促進することを目的として、施設の実情を踏まえ、国や県の指針に従い、感染症対策のマニュアル等を作成しながら実践しているところであります。

1問目の高齢者の特性、高齢者介護施設の特性、施設における感染症の特徴の理解についてであります。

それぞれの施設において、職員や利用者到手洗い・手指消毒の徹底、マスクの着用、体温の測定、朝夕の椅子・テーブル等の除菌、1時間ごとの換気を行っている状況にあります。

ひだまり荘では、利用者等が県外者との接触があった場合には、翌日から2週間は利用自粛をお願いしているところであります。みやぎ会が運営する施設では、感染症が発生した際には早急に医療機関へ受診、個別隔離、個人専用の居室入り口に感染予防具を設置するための準備としてエプロン、マスク、消毒液等をセットにしています。また、職員間の情報の共有や対策については、朝の申し送り時に共通認識のもとに連携を図っているとのことであり

ます。

2問目ではありますが、感染症対策に対する正しい知識についてであります。

ひだまり荘においては、県から通達があった「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応例等について」に従い対応しているところであります。みやぎ会が運営する施設の予防策については、通常11月から3月まで、職員全員が施設内、室内時



のマスク着用の徹底を図り、ご家族の面会は2月から3月まで自粛をお願いしていましたが、現在も継続しております。

対策として、新型コロナウイルス感染症を疑い、発生時の対応フォロー、新型コロナウイルス感染症を疑い、発生時のチェックリスト、濃厚接触した利用者への個別ケアチェックリスト、感染者が出た際の他の利用者職員への対応等の冊子を作製し、職員に周知しているところであります。

3問目の施設内活動の着実な実施（感染症対策委員会の設置、指針とマニュアルの策定、職員等を対象とした研修の実施、設備整備など）についてであります。

ひだまり荘では、感染症対策委員会の設置はありませんが、随時、情報を共有して、職員間の連携を密にしております。また、厚生労働省からの通達を基に対応し、感染症予防及び蔓延防止マニュアルを策定している状況であります。職員を対象とした研修の実施ですが、毎月、職員会議を開催して感染症対策について情報を共有し、感染防止に努めております。

みやぎ会が運営する施設においては、年2回、感染症の勉強会を、3か月に1回、委員会を開催し、感染した場合を想定として対応の確認を行っております。また、指針としては、感染症、食中毒の予防、蔓延防止に関する指針、マニュアルについては、細菌を退治するために使われる薬が効かなくなる細菌、保菌者ですね、細菌を退治するために使われる薬があるんですけども、その薬が効かなくなる細菌の保菌者への対応マニュアル、ノロの感染症対策予防マニュアル、感染症対策マニュアルをユニットごとに策定して、感染した場合にすぐに対応でき得る感染処理セットを設置しております。

4問目の関係機関との連携の推進（情報の収集、発生時の行政への届出など）についてであります。

ひだまり荘では、感染症が発生した場合に、国・県に準じた対応かつ保健所の指示に従った対応策を取り、行政機関とのより一層の連携を密にすることにしております。

みやぎ会が運営する施設につきましては、月2回、嘱託医に回診をお願いし、診療時、利用者の健康状態を伝えております。感染症の疑いがある場合や体調が急変した場合は嘱託医に連絡し、往診や救急搬送の対応を取っております。また、感染症が発生した際は、それぞれの施設において行政機関に状況を報告することになっております。

5問目の職員の労務管理（職員の健康管理、職員が罹患したときに療養に専念できる人的環境の整備など）についてであります。ひだまり荘については、朝、自宅で検温し、37.5度以上熱があった場合は休暇を取得する対応を取っております。また、本人や同居家族が県

外に外出した場合や、県外からの訪問者と接触した場合には、利用者と同様、2週間は勤務しないように自粛を要請しております。職員が罹患した場合や出勤を自粛せざるを得ない状況にあつては、職員数が少ないながらも、職員間で協力しながら勤務調整を図っているところでもあります。

みやぎ会が運営する施設につきましては、勤務前日や当日に職員から体調不良の連絡が入った場合、早急に医療機関への受診勧奨をし、病状によって職員の代替が必要になることから、他の職員が勤務調整をすることとしております。

村内にある2つの高齢者施設での感染症対策について述べてまいりましたが、いずれの施設も、クラスターが発生した場合は施設の機能の維持が困難となることが予想されますので、今後も、利用者はもちろん職員自身が感染しないよう、そして施設内感染の媒体とならないよう、感染予防策に対する十分な知識と技術を持って適切な予防方法の選択と実施、環境整備を行い、行政としましても適切な指導及び支援を引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上で、6番、北條利雄議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま高齢者介護施設の5点についてご答弁をいただきました。まさに今、この新型コロナウイルスの中で、医療現場の大変さということでいろんな支援がされていますけれども、介護現場の話というのはほとんど出てこないんですね。基本的には介護の現場は全てが濃厚接触なんです。しかも、食事から排せつまで含めた直接関わる施設なんです。しかもヘルパー不足、しかも訪問看護職員の、国でも認めているんですが、7割が非常勤、4割が60歳以上、65歳以上は2割、まさに高齢者の専門職員が多いということなのです。

そういうことを考えると、介護現場というのは、まさに命の現場、しかも最後のとりでだと思うんですね。こういうところで働いている職員たちは、不安を抱えながらも一生懸命努力されていると思うのですが、先ほど質問した5つの件については、そういう非常勤職員が多い、しかも高齢者というか、60歳以上が7割も占めるという状況の中で、緊急に対応できるマニュアルがつくってあるとしても、みやぎ会だと月2回、ひだまり荘だと月1回、職員会議をやっていたとしても、本当に感染したときに効果的な対応ができるのかというのはものすごく疑問があります。

これについてはやはりきちんと、命の現場でありますので、専門職の人手不足、非常勤職

が多いという部分からすると、人的確保がどうなっているのか、それから環境整備がどうなっているとかというのをもう少し平常時に、鮫川は幸い起きていないので、5つの対応を各施設がやられていたとしても、本当に効果的な対応ができないと私は思います。

私も実際、ひだまり荘で働いていましたけれども、やはり月1回程度の会議で、こういう新型コロナウイルスみたいな感染症については対応し切れないんですね。しかも、非常勤職員が多い中で現場対応で終わっちゃうということなので、やはりここら辺の仕組み、マニュアルをつくろうと思っても実際効果なかったらどうしようもない。国から、県からいろんな指針なりマニュアルが来ていたとしても、やはり効果的に発揮できないんじゃないかと私は思うんですね。

そういう部分で、例えばひだまり荘、それからみやぎ会、ヘルパーさんの不足、そういうことを、今現実に変な状況の中で、こういう村内にある2つの施設の人員的な確保、それから環境整備を村としてどのように考えているのか、もう一度お答えいただけます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まさに医療現場、そして介護施設、特に高齢者介護施設におきましては、感染リスクの高い高齢者の方々が入居されておりますし、紛れもなくクラスター感染が起き得る本当に大変な現場でございます。今、議員ご指摘のとおり、介護職の方々の年齢も高くなっているということもあって、環境整備を高めない限りはなかなか、職員の募集もままならないという状況になっておりますが、実は先般、古殿の岡部町長と話をさせていただきました。

古殿の90歳の感染者の方は、デイサービスで介護施設に通所されておって、それが原因ではないんですけども、その方が感染したということで、古殿町の高齢者施設は大変な状況になったらしいんです。施設そのものにも入居している方もいるし、あと、命がけで従事している職員さんの対応、これはできれば2次感染の起こる前にそちらの状況、体験を私どもにいただいて、こちらの2つの現場で、生きた、生の反省点とか対応策を勉強させていただきませんかというお願いを岡部町長にしたところでございます。

やはり、福島県も約1か月近く感染者が出ていないということになると、皆さん安堵するんです。もうここには来ないと。しかしながら、それは逆なんですね。感染は必ず来ると。どこでどなたが接触しているか分からない、感染ルートが分からないという方が3割以上いるということなので、本村に起きても間違いないです。ですから、それを危機感をもっと強く持って、特に医療現場、介護現場、そうした職員の徹底、月1回の会議では正直言って、

毎週、毎日やらない限りは緊急対策はできませんから、本当にこの月1回の会議で大丈夫なのかという話を担当課長には話しました。ですから、朝の会とか週1の会議では細かくしていたにしても、緊急の場合にはどんどん状況が変わりつつあるものですから、これは今後とも施設には、ひだまり荘にも、そしてみやぎ会のほうとも情報を共有しながら、施設の感染防止の徹底した指導はさせていただきたいと思っております。

他を見てやっぱり学ばないとなりませんから、どのくらい古殿の施設の中で反省点があって、その後どのような対策をしているのかというところも併せて、今後、対策を講じていきたいと思っております。高齢者を守る、村民を守るのが、命を守って健康を守るのが行政の一番の目的でありますから、今後その対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 福島県もこのコロナウイルスの中で介護現場に、例えば介護現場の専門職員が罹患した場合に、人手不足になっちゃうということで人を派遣するというのを考えていますけれども、これらについては、村にそういう対応の仕方について通知か何かあったのですか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先般、県知事との対談がありまして、1時間の中でも、コロナ対策の緊急時の場合には、県のほうに申入れをしていただければすぐに派遣しますという返事をいただいております。ですから、私どもの職員だけでは対応し切れない件を県に直接お話をいただきたいという、口頭でいただいておりますが、それ以外の、県の保健福祉事務所等々でそのような通達があったかどうかにつきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○住民福祉課長（古舘甚子君） 住民福祉課の古舘と申します。よろしく申し上げます。

その件については、ちょっと私も今お答えできないので、調べて後ほど回答ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） いずれにしても、鮫川は幸い発生していないけれども、やはり人員不足という部分では、本当に命の現場であったり、最後のとりでの高齢者の介護施設、鮫川2つあるけれども、やはりここがしっかりしてないと、いざ感染症が発生した場合にえらいことになるんじゃないかと思うんですね。しかも、非常勤職員が圧倒的に数が多いと言われて

いる。こういうことを改善しておかないと、非常勤職員ですから、いつ辞めるか、いつ減るか分からない。今は、介護職員は募集しても人が集まらない、資格を持っていても別な仕事に就く、こういうことが現実には起きているんですね。

こういうことからいうと、村でぜひこの2つの高齢者介護施設の人的状況、それからそれらの対応についてももう一回チェックしていただいて、できれば村でも頑張っ、この2つの高齢者介護施設、支援をお願いしたいと思います。村長、もう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおりでございます。まずは村内施設の現場をきちんと私どもも、みやぎ会、みやぎ会は村が誘致した民間の福祉施設であります。そしてまた、多額の、1億5,000万円ですか、3分の1の予算を投入して、地域密着型の特老として誘致した企業でありますし、また、ひだまり荘においては、村の社会福祉協議会が運営しておりますが、村直営の介護施設でありますから、まず現場をきちんと状況把握した上で、今言われた環境整備、それからコロナ対策と、それからまた職員の罹患対策ということも併せて、今後また進めていきたいと思っております。

逐次また議員各位にはその状況をご報告させていただきますけれども、今までの状態で果たしてその発生した場合に、職員、そしてまた一番大事な高齢者、村民を守り抜くことができるのかということを中心に置いて、今後また指導してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ぜひ、今、村長が答弁されたように対応をよろしくお願ひしたいと思います。5つ全てやると時間が足りませんので、この第1問については終わりにさせていただきます。

次の質問に移ります。

第2点は、行財政改革についてであります。

行政は、住民の租税負担に基づいて執行される以上、国、地方自治体を問わず、その事務を処理するに当たっては住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げなければなりません。ますます厳しくなる社会経済状況の中では、限られた資源、人・物・金を活用し、効率的な行政運営を行っていくことが求められております。そのためにも、積極的に歳入の拡大を目指しつつ、村が行っている事業の選択と集中を行うことが必要であると考えます。

同時に、職員一人一人が働き方を見直し、専門知識や能力を伸ばし、課題解決に向けて自ら考え行動し、最少の経費、投資で最大の成果、効果を上げる組織になることが今後の村政

運営にとっても最も重要であります。

行財政改革とは、最少の経費をもって住民福祉の増進を実現するために行う改革・改善であり、行政に与えられた永遠のテーマあるいは課題であるとも言えます。

少子高齢化の到来、住民の価値観の多様化、環境に関する関心の高まりなど、我々を取り巻く環境は常に変化し続けております。村の活動資源の基本となる村税収入の低迷、加えて、国の三位一体の改革以降、地方自治体に交付される地方交付税、国庫補助負担金が減少するなど、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

このような状況にあっても、行政は、将来の世代に責任を持ちながら、より一層の村民福祉の増進に努める必要があります。自己決定、自己責任の基本的な考えのもと、持続可能な、自主・自立の行財政運営を確立しなければなりません。そのためには、従来からの慣行や経緯などにとらわれず、これまで以上に積極的かつ大胆に行財政改革を推進し、村民福祉を図る必要があります。限られた行財政資源の中で村民福祉の増進を図ることは決して容易なことではありません。本村の行財政改革の考え方についてであります。

1つは、限りある財源と人員をもって、いかに村民福祉を増進するかを常に念頭に置きながら、既存の制度、施策等を抜本的に見直し、成果を重視した行政経営を行うため、簡素で効率的な行財政運営の確立について。

2つ目は、地方分権が進展し、より自己決定・自己責任が求められる中、刻々と変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できる行財政運営の構築について。

3つ目は、従来以上に積極的かつ大胆に行財政改革を推進するため、職員の資質の向上はもとより、行政の透明性・公平性の確保に努めながら、村民からの信頼性の確保について。

4つ目は、厳しい財政状況ではありますが、創意工夫のもと、村民の満足度や利便性の向上に資するような取り組みの推進についてをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2点目のご質問、行政改革についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、行政改革とは、行政サービスの必要性和その在り方を再点検し、最少の経費で最大の住民サービスを実現することであります。

村では、平成27年11月9日に村行政改革推進本部調査検討部会会議を開催し、組織、機構見直し等のための協議を行っております。その後、部会を重ね、平成28年11月7日に開催し

た行政改革推進本部会議の中で、計画期間を平成27年度から令和元年度までの5年間として、住民サービスの向上が図られ、新たな行政課題に対応する組織、課等の設置と統廃合を基本とする村組織機構再編計画案を示しました。

平成28年11月22日には、村行政改革推進委員会を開催する中で、7名の村行政改革推進委員を2年間委嘱するとともに、さきに説明しました村組織機構再編計画案を諮問しており、同年12月1日には、村行政改革推進委員会からの答申を経て、「企画調整課」を削除して、「農林課」を「農林商工課」とする課設置条例の一部の改正案を平成28年12月定例議会に上程して、同年2月9日に可決をいただいております。こうした経過で、定義で行財政改革を実施しております。

1つ目の質問の、限りある財源と人員をもっていかに村民福祉を増進するかを常に念頭に置きながら、既存の制度、施策等を抜本的に見直し、成果を重視した行政経営を行うため、簡素で効率的な行財政運営の確立についてであります。さきの説明で申し上げました、平成27年11月9日から協議を重ねた村行財政改革推進本部調査検討部会会議において、定員管理と行政組織の見直しを行ったように、中長期的視点から簡素で効率的な行財政運営を行っていく必要があることから、事務事業の見直しや執行体制の効率化に取り組み、適正な定員管理に努めてまいります。

2つ目の質問の、地方分権が進展し、より自己決定・自己責任が求められる中、刻々と変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できる行財政運営の構築についてであります。国では、施設の維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る等のために、民間企業を含めてのインフラを対象に、平成25年11月に、長期インフラ長寿命化基本計画を策定しております。

この基本計画に基づき、村が平成29年3月に地方行動計画として策定した公共施設等総合管理計画は、公共施設等全体の将来の更新費用等を把握、分析して、財政収支の見通し等を踏まえた計画としております。

また、具体的な対応方針を定める計画として今後策定を要する計画が個別施設計画であります。村が管理する全ての公共施設の名称、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態、対策内容と実施時期、対策指標に関わる6点の計画の記載を要するために、独自にグループ化した公共施設の調査業務を計画的に委託して、順次、計画書を取りまとめる計画で進めてまいります。

3つ目の質問の、従来以上に積極的かつ大胆に行政改革を推進するための職員の資質の向

上はもとより、行政の透明化・公平性の確保に努めながら村民からの信頼性の確保についてであります。村民に信頼される職員の人材育成につきましては、昨年の台風19号災害により被害を被った、また今般の新型コロナウイルス感染症対策の自粛要請等により困窮する村民一人一人の思いに寄り添いながら、強い使命感とスピード感を持って、自ら考え、自ら行動する職員の育成が必要であると認識しております。

このため、災害等からの教訓を踏まえ、迅速な事務執行に向けて改めて組織目標を明確にしてその共有を図るとともに、個々の職員の意識や専門能力の向上のため、各種研修等の充実を通じて、村の事務事業を中心的に担う人材の育成に積極的に取り組んでまいる考えであります。

4つ目の質問の、厳しい財政状況ではあるが、創意工夫のもと、村民の満足度や利便性の向上に資するような取組の推進についてであります。昨年8月の村長就任から8か月経過をいたしました。私が志す村長としての施政方針であります村民主体の村づくり、これを指すための政策として、既存や新規の事業にかかわらず、青少年、女性、高齢者共に村づくりへの参画を仰ぎ、議会からの提案と審議、そして職員の知識と情熱、執行側の理念と判断を程よくかみ合わせて、次世代につなぐべく、住民主体の村づくりを推進する31の事業を職員に対し示しております。住民福祉の向上と住民の望み求める要望を実現するために、この村民主体の村づくりを目指す施策の具現化の検討を進め、実現性の高い事務事業からしっかりと着実に取り組んでまいる考えであります。

以上で2点目の北條議員からのご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 4つの考え方をご答弁いただきました。

行財政改革は、最少の経費で住民福祉の増進を行う改革・改善、まして常に行政に与えられた永遠のテーマなんですね。これはやはり、永遠のテーマということは、毎回繰り返し繰り返し点検していく、それに対応していかざるを得ないということでもあります。昨年の災害対応、それから今回の新コロナ対応、さらには今年の予算編成時の財政調整基金の取崩しの予算編成、まずそういう部分では、その努力というのは人・物・金を有効に活用して最大の効果を上げてきているなど私は感じております。この部分は感謝申し上げるところでございます。

しかし、以前の反田地区公営住宅に見られる多額の国庫補助金を伴う多額の設計を組みながら事業を辞退するというやり方、これらはまさに財政の無駄遣いであります。見通しや計



画の甘さを明らかにした、まさに無駄遣いで私はあると思います。こうした行政事業経営というのは当然避けなければなりません。

さらに、我が村の第4次振興計画の後期計画も策定が進んでいると思いますけれども、住民福祉の増進を実現するために行う改革・改善の行財政改革、それから、先ほど村長が述べたとおり、村長就任時に掲げた村づくり、さらに、毎月行っている定期的な村民との対話活動との整合性、これをどのように生かして行財政改革を点検しながら進めていくのか、その振興計画の見通しも含めて、現在の進捗状況をもう一度お答えいただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問ありがとうございます。

まず、第4次振興計画の中間が過ぎまして、私が村長に就任してもう8か月ということになります。ちょうど就任したところで5か年が経過するという、後半の折り返しということになります。

3月定例議会におきましても、北條議員のほうから、既に第5次振興計画の基本をつくるべくスタートを進めるべきだと、そして検証、そしてやっぱりシフトを変えると。それから、人口減少に伴う13のプロジェクトですね、地方創生の13のプロジェクト見直し、これを図るべきというご提言もいただきました。今年度に入りまして村の職員も人事が変わりました。総務課の係のほうでは、既に第4次振興計画の検証の内部的な委員を、今、骨格をつくって会議を重ねて始まりました。

また、村民の皆様には、村民の公募ということで、検討する委員さんも今、募集中でございます。内部的な骨格で検証して、まず、第4次振興計画にうたわれた村民の福祉を目的とした全ての事業が果たして進捗状況がどうなのか。AからDまで行って、最後まで、Aまで押し進めてきたのか、それからまた着手していないDなのか、ここも含めて今検証が始まったところでございます。

逐次その状況につきましては、中間報告は皆様にお示しをさせていただきますが、一番はやっぱり村民に分かりやすくしなくてはならない。その振興計画というのはどういうものなのかというのが村民の方々はまだ分からない。家庭に1冊ずつお配りにはなっているんですけども、これは誰かに頼んでつくったやつでねえべかないと、多分そのような思いをされている村民もいらっしゃるかもしれませんし、これは内部的に4つか5つの専門委員があって、それで決めた振興計画でありますから、今後また村民の皆様の声も聞きながら、月1回、村民との対話の日も設けております。

皆様から様々なご意見をいただいておりますが、すぐできることと長期的に考えなくてはならないところがございます。担当課には全て逐次ご報告をさせていただいて、対応策につきましてはその都度、すぐできることはすぐ実行している状況でございますし、新年度は、今度また地区懇談会をやるのか、住民の方々の要望があるときにこちらから出向いて行って、その団体、村のちょっと姿勢とかお話を聞きたいというときには出向くと、そういうような姿勢に切り替えながらも、こちらから出前行政懇談会と、足を運んで各集落に出向くという基本的なことを、今、構想を担当課のほうで練っております。

とにかく、村づくりはまず皆様のお考えを聞くことから始まって、そして、それをどのように対応できて、予算がどのぐらい必要なのかということも併せて、今後、皆様と相談しながら、村の第4次振興計画の後半の検証、そして第5次振興計画の礎としていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 行財政改革は、人・物・金を有効に活用し最大の効果を上げていくということです。村長がおっしゃったとおり、PDCAサイクル、これはやはり常に外すことはできない、やはりこれがないと前に進めないということです。大事なことなので、これらも踏まえて、この振興計画も含めた行財政改革、前に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

第3点は、在宅医療・介護連携推進についてであります。

住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことは、多くの人の願いであります。そのためには、患者、そして支える家族を中心として、医療機関と介護事業者などが連携を密にして、一体的にサービスを提供していくことが望まれます。在宅医療・介護連携推進は、平成27年度より介護保険法の地域支援事業として位置づけられ、全国で展開されている取り組みであります。

本事業では、地域の在宅医療の提供体制の確保について、それぞれの自治体が主体となって、医師会などと連携をしながら取り組むこととされております。

従来、医療は、専門医療の病床整備が2次医療圏ごとに行われるなど、主に都道府県が担っている分野であります。そして、各自治体が在宅医療の基盤整備の実施主体とされていることの背景、意義、責務と役割があります。

30年4月までに全ての自治体の実施することが義務づけられている項目があります。本村

における実態としては、これらはいずれも、地域包括ケアシステムの他職種連携と連続性を踏まえた上で内容の一層の充実を図るという姿勢が基本になります。取組がどのようになされ進められてきているのか、その内容、本村の在宅医療・介護連携推進に関する8つの項目についてであります。

1つ目は、地域の医療・介護の資源の把握について。

2つ目は、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討について。

3つ目は、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進について。

4つ目は、医療・介護関係者の情報共有の支援について。

5つ目は、在宅医療・介護連携に関する相談支援について。

6つ目は、医療・介護関係者の研修について。

7つ目は、地域住民への普及啓発について。

8つ目は、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携についてをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目のご質問、在宅医療・介護連携推進につきましてのご質問にお答えをいたします。

高齢者は、加齢に伴い慢性疾患や複数の疾患にかかりやすく、要介護の発生率が高く、また認知症の発生率も高いために、医療と介護が必要とされています。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるような地域の医療・介護の関係団体が連携して、総括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための支援が求められております。

平成26年に介護保険法が改正され、在宅医療・介護連携推進事業が制度化されました。これに伴い、県南地域の医療機関、居宅介護支援事業、各地域の包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健福祉事務所、市町村が連携して、高齢者の入院から退院までの情報を共有しながら、退院に向けて介護サービスの調整等を行う仕組みづくりの事業として、広域的に組織した県南地域における退院支援ルールガイドラインを平成28年2月に策定し、運用を開始するとともに、本村では、診療所等居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、村とが連携して、鮫川村在宅医療・介護連携推進会議設置要綱を平成29年2月に策定して、月1回、会議を開いております。平成30年4月までに全市町村で取り組むこととされていま

したが、本村では先駆けて、平成28年度に体制づくりができたところであります。

1 番目の地域の医療・介護の資源の把握についてであります。在宅医療・介護の資源といたしましては、さきに述べました県南地域退院支援ルールガイドラインにあります居宅介護事業所の空き状況や、病院窓口での入院時情報提供書の提出の必要性の有無、市町村関係機関の相談窓口、連絡先を記載しております。

また、本村では認知症安心ガイドブックを策定して、これがそうです。認知症安心ガイドブックを策定して、相談窓口や認知症及び介護予防に関する事業一覧、そして、本人の状況に合わせた予防、医療、介護の生活支援、家族支援、住まいについて周知をしておるところであります。

2 問目の在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討についてであります。平成29年2月に策定しました鮫川村在宅医療・介護連携推進会議を定期的で開催し、情報の提供や課題について対応策を検討しています。詳細につきましては4 問目の質問と併せてお答えをいたします。

3 問目の切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進についてであります。さきに述べました県南地域退院支援ルールガイドラインの運用ですね、こういった冊子がございます。これらの運用により、医療機関、ケアマネジャー、地域包括支援センター、行政の役割が明確になっており、これらの利用状況の把握や課題の整理、ガイドラインの改定につきましては、アンケートや策定会議において、その都度、情報を交換して検討しているところであります。

県南地域退院支援ルールガイドラインが運用されて4 年になりますが、かなりサービスが定着していると思っております。また、病院とケアマネジャーの情報の連携が円滑に行われるツールとして、医療・介護安心セット、この中に医療保険証、介護保険証、お薬手帳、あと担当するケアマネジャーの名刺等も入れて、これを配付しているということでもあります。これがあれば、入院時、大変な状況に置かれても便利なものとして、今後もさらなる普及に努めていきたいという考えでございます。

4 番目の医療・介護関係者の情報共有の支援についてであります。県南地域における退院支援ルール策定会議を開催して、医療機関、介護事業所、行政機関などの関係団体が情報共有して課題を検討しております。本村では鮫川村在宅医療・介護連携推進会議を開き、月に1 度、定例会を開いて、診療所医師、看護師、事務長、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、住民福祉課職員等でケース検討を行って、共有認識のもとに支援を行っており

ます。このような取り組みを通して、村民が在宅で安心して診療が受けられる訪問介護や在宅の介護サービスが受けられるよう、医療、介護、保健福祉等の円滑な推進に力を入れております。

5番目の在宅医療・介護連携に関わる相談支援についてであります。身近な相談窓口として、住民福祉課や高齢者の窓口として地域包括支援センターがあります。気軽に相談していただき、適切なサービスにつながるよう支援をしております。相談機関にアクセスできない高齢者につきましては、地区の民生委員、在宅高齢者お助け事業による安否確認、地域包括支援センター及び村保健師による訪問など、関係機関と連携を取って支援を行っております。今後ますます手を差し伸べて、社会生活を支援する活動に力を入れてまいりたいと思っております。

6番目の医療・介護関係者の研修についてであります。村診療所では、昨年度、県主催の糖尿病重症化予防講習会、県南地域医療安全研修会、放射線と健康、研修に医師が3回、看護師及び事務長それぞれ研修会に出席をしております。

みやぎ会では、定期的に職員の研修会を企画運営しております。内部の研修として、令和元年度17回開催し、延べ211人の参加があったそうであります。内容としましては、高齢者虐待防止、感染症対策、食中毒予防、みとり、排せつ介護等、多岐にわたって自己研さんしております。講師には、内部職員、外部講師、塙厚生病院などの看護師さんに依頼しているそうであります。施設内の会議等も充実して、防災委員会等の10の委員会とリーダー会議等の7つの会議を毎月から3か月ごとに開催して、職員の質の向上を図っております。

ひだまり荘では、全体の研修は実施していませんが、職員それぞれが研修会に参加して自己研さんに努めているところであります。また、将来の地域医療の担い手を育成することを目的とした県主催の地域医療体験研修事業の研修会の受入れを行っております。地域医療の現場見学会や、地域医療に従事する医師や医療従事者との懇談会、地域住民との交流会など、村民の協力を得ながら健康教室の開催、村診療所医師の講話などを実施しております。

7つ目の地域住民への普及啓発についてであります。医療につきましては、身近な医療問題として村民に安心を与える国保診療所の担う役割は大変重要であると考えております。また、村民一人一人が自分の生活や将来について、どのように生き、最期を迎えたいかということを考えていただき、自宅で安心して最期まで過ごせるための体制づくりが必要と思えます。

このような考えに基づき、平成27年度から村民への啓発活動として、在宅におけるみとり

を安心できるように、エンディングノート、どうやって最期を迎えるかというのは、前に広報紙に、昨年8月に特集記事が出ました。このようなエンディングノートの活用を推進しております。診療所、地域包括センターの住民福祉課の窓口などに、生き生きと生きていくためにというのはこの冊子のことでありますが、この冊子を必要な方へ配付しているところございます。

また、もしものために話し合いという会議の啓発も行っております。同じような内容ですね。もしものための話し合いの会議、元気なうちから家族間で話し合っただく取り組みであります。高齢化率が38%の本村では、安心して生活が維持できるように、今後も村民に適切な情報の伝達、普及啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

最後に、8番目の在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携についてであります、東白川郡の4町村で東白川郡在宅医療・介護連携推進事業研修会を企画し、医療、介護、行政の各関係機関が参集して情報交換したり、グループワークによって、より地域の課題の抽出などに取り組んでおります。

また、講師を迎え講演会を開催し、東白川郡としての医療・介護の現状と課題の検討をしながら顔の見える関係づくりに励み、村民が安心して医療やサービスを受けられるよう体制づくりに力を入れているところであります。

以上で、6番、北條利雄議員の3つ目の質問に対する答弁とさせていただきたいと思いません。

○議長（星 一彌君） 6番、北條議員の再質問の時間ではございますが、13時15分から再質問を受け、そこまで休憩いたします。

（午後 零時07分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

---

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

6番、北條利雄君、再質問をお願いします。

○6番（北條利雄君） 午前中に引き続きまして一般質問を続けたいと思います。

再質問ですが、在宅医療・介護連携推進について、8つの項目について村長からご答弁をいただきました。

一定の割合で義務化されてきたものですので、当然やるべきことをやってきたということでありませぬけれども、やはり、第5期介護保険事業計画の中で、医療と介護の連携がその大きなテーマになってきたんですね。そして、その理由というのは、高齢者が増加する中で入所とか入院・退院枠を縮小する、そして圧縮するという方向が打ち出されたんですね。

例えば、この辺ですと埴厚生病院、3か月入院するともう出てくださいという話になるわけです。事業所側は退院させることによって加算がつく。それは当然もうけますから、事業経営上は追い出されると、そんなことを平気でやるということで、私たち議員も研修会で埴厚生病院の院長の話も聞いたことあるんですが、そこで私も質問したことあるんですが、3か月で全ての方が期限付で退院させられるということはものすごい違和感です。家族にとっては、じゃ在宅でこれからその入院していた高齢者をどうするのかということで、入所か在宅かと二者選択になるんです。そうすると相当苦しむ、そういうことになるわけです。

医療とか必要な介護重度の人の入退院の促進、在宅で支えていくために医療・介護の連携を図る必要があるということで今回の事業になってきているわけですが、地域包括ケアの視点によりますと、国で言っているのは、継続的入院・退院、在宅、共通した切れ目ないサービスを提供するのがこの事業の役割だということでもあります。当然、24時間対応の在宅医療、それから訪問介護、リハビリテーションの充実とかあります。介護職員によるたんの吸引など医療行為の実施まで。

さらに、サービスの充実強化でいきますと、24時間対応の定期巡回とか随時対応型訪問介護看護サービスの創設、在宅サービスの強化とか、それから予防推進では、要介護状態とならないための予防の取り組みとか、自立支援型の介護の推進、それから当然、見守り、配食、買物、そういう多様な生活支援サービスの確保とか権利擁護等があるわけです。さらに、高齢期になってもそこに住み続けることができる住まいの整備というようなこともあります。

こういうことも踏まえて、先ほど午前中に村長が答弁されたのは、本当にそれが、今やっていることが十分なのかというのがいまいち分からないのですが、やはり医療・介護の連携についてはもう一度、その流れも含めて、国では8つの義務化をそういうふうに出して、村長答弁ではいろいろお話しいただきましたけれども、やっぱりこれから高齢化する独り老人がいるという部分で、見守りとか配食、買物なども含めていろんな事業を展開しているんですが、もう一度点検して、この連携の仕方、どう進めるかお答えいただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の高齢化率38%であります。さらに40%になる確率は非常に高く

て、すぐに到来する状況になるかと思えます。

介護認定がきつくなって、どうしても入所者の枠が狭まると。さらに、今、議員ご指摘のとおり、病院とすれば、点数にならない高齢者の場合には、3か月で一度、退院していただきますけれども、介護認定が高ければ老健施設、特別老人ホーム等に順番的に入れるんですが、介護認定が低い高齢者、施設になかなか入れない方々は在宅介護、これしかない状況に、今、本村もなっております。

本村の場合には、包括支援センター、それから健康係、介護事業等も、ひだまり荘でも村から委託されて事業を展開しておりますが、村の行政としての筋力づくり教室やら、様々なボランティアの方々の高齢者支援、ささえ愛隊とか、地域によっては高齢者支援のサロン、そしてまた、ボランティアで高齢者の安否確認から含めて行動を、もう既に富田地区のようなモデル地区も実際ございます。

様々な角度から高齢者支援をして健康寿命を延ばそうという動きは、私は、本村の場合には、他町村から比較しますと、非常に内容の濃い事業展開を継続して開催しているなと思っております。

しかし、議員ご指摘の、じゃこれから村は何をするんだというところではありますが、今、国は、高齢者対策として一体化をして、村でいえば健康係、それから保健センター、さらには国保診療所、そして介護の受託施設、包括支援センター含めて連携をして、一体化をして健康寿命を延ばしなさいという、そのような制度に切り替わってきております。インセンティブ制度というらしいんですけれども、やればやっただけ、頑張れば頑張るだけの、自治体にはきちんとした人件費の補てんやら、そのような施策を講じるというふうに切り替わってきております。

それから、健康診断の受診率も同じであります。本村の場合には福島県1位、74%をキープしておりますので、高い受診率でもあって、将来的に健康寿命を延ばすための施策を講じるために今後進めなくてはならないのは、行政の健康係、それから包括支援センター、さらには現場の医療関係者、それから介護事業所、ここと一体になってこの制度をまず熟知して、そして、本村の高齢者の健康寿命を延ばすために何をするかという勉強会を重ねていかななくてはなりません。

来週、初めてであります。ぜひこの制度の勉強会等、各医療従事者含めて回を重ねて、テーブル上に問題を乗せて、そして本村の場合に何が問題なのか。そして、今後、高齢者社会に既に突入している本村の状況をどのように持っていくかという勉強



会を重ねていく準備をして、来週から始まります。

それで、一番はやっぱり、高齢者が長生きしていて申し訳ないと言うんですね。いや、長生きしちゃって申し訳ない、みんなに迷惑かけると。こういう村ではなくて、いや、長生きしていてよかったという高齢者を増やさなければならない。みんなに迷惑かけるから、老老介護でやっぱり、うちの村にはありませんけれども他地区にはあります。老老介護で疲れたとって悲惨な事故が起きます。そういったことはあってはならない。長生きしていて、みんなの世話になって、いや、幸せでよかったと。自宅でできればやっぱりみとりを。そして、いい人生だったなという高齢者を増やすためにも、村は高齢者支援と健康づくりをきちんと直視して今後進めなくてはならないという、そういう覚悟であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 医療・介護の連携というのは不可欠ですね。実際、医療現場、それから介護現場、それなりに、一人の人間が入院して、それでも介護を受けなきゃならないといった場合には、その情報交換、一人の人間の情報交換をしていないとやはり大変だということで、国は医療と介護の連携というのを事業として全国の自治体に義務化してきたということです。

そういう部分で、村でも一生懸命やっているんですが、やはりきちんと解決してこれから進まなきゃならない課題・問題がいっぱいあるんだと思います。これには、やはり医療現場、それから介護現場も含め、それから行政側の施策も含めて、しっかりとした対応をしていただきたい。いずれ、我々ももう介護を受ける年齢に達しているわけですが、そういう部分では、やはり入院した、介護を受けるということになったときに、その情報も含めてきちんと連携取りながら、正しいというか、サービスを受けられる、そんな村にしていきたいなと思います。

実際、現場で働いている人たちは、先ほど一問目でも言ったんですが、やはり現場で、そういう専門職とか非常勤のこともあるんでしょうけれども、そういう部分で、意外とこんな厳しい仕事をしている人たちが忘れられているという感じがするんですね。今回のコロナでもそうだし、コロナで医療現場の人たちが大変だと言うけれども、介護現場の人たちも大変なんですね。何か特定した人たちだけが大変だという話なんだけれども、そういう部分では、現場で働いている人たちにしっかりと仕事をやってもらうために、やはり頑張っていたきたいということで、医療・介護の連携、新たな視点でもう一度見直しながら、先ほど村長

が答弁されたとおり、これから会議を進めて煮詰めていくということなので、ぜひ、しっかりとした連携ができるようにご協力をお願いしたいと思います。

長くなりました。今日は一般質問、90分あるんですが、60分で終わらそうと努力したのですが、午後までになってしまい、大変長くて申し訳ございませんけれども、私からの3点の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

---

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治。

ただいまより一般質問をいたしたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染状況ですが、昨日現在で、国内の感染状況については1万7,200人ほどの感染状況でございまして、お気の毒に、そのうちお亡くなりになった方々は933名ということで、本当に残念に思います。また、この方々は近親者にみとられることなく寂しく、治療のかいもなくお亡くなりになった方のご冥福と、現在治療中の方々の一日も早い回復をお祈りいたしたいと思います。

それでは、私の今回のコロナ関係において、学校関係のことについて質問していきたいと思います。

公立小・中学校における令和元年度の各学年単位の教科単位ごとの授業時間の消化過不足の実態とその実施対策について、また、令和2年度において授業時間不足対策方法について質問したいと思います。

新型コロナウイルスの国内発生に伴い、令和元年度3学期末を約1か月間残して臨時休校指示に従い、本村での公立鮫川小学校、鮫川中学校においては、3月4日から感染拡大防止のため休校となりました。突然のことですが、学期末を残したまま卒業や進級になりまして、各学年単位の教科授業過不足状況とその実施状況をお伺いしたいと思います。

また、令和2年度になり、緊急事態宣言を受けて再度休校となっておりますが、各学年単位の授業遅滞状況と、各学年単位の休校期間中の学業実施状況についても併せてお伺いしたいと思います。

本村においては、村長が就任してから教育長の職務代理者ということで、3月はまだ教育長が不在でございましたので、村長の執行者としての指示ですか、そういった対策本部が2

月27日に設置されて以降、そういった学校教育関係の執行者としての指示あるいは指導、いかなような形でされたのか、併せてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 冒頭の私の挨拶にも入れましたとおり、2月27日に対策本部を設置いたしました。その時点では、副村長、そしてまた教育長も不在であります。4月1日から着任していただきましたが、2月27日のコロナ対策本部、これは管内でもいち早く設置をいたしましたわけであります。

まず、このえたいの知れない、目に見えない、果たしてどこまで蔓延するのかという、そういう危機感の中で27日に組織、このコロナ対策本部は、新型インフルエンザの設置要綱、これに基づきまして設置をいたしました。村長、本部長であります、副村長、教育長不在でございます。あと、各課長、さらには村の各機関といいますか、保健センター、こども園ということで、あと担当係ということで設置をいたしました。

ただ、その段階ではなかなか、福島県内の感染者もまだ発生していない状況で、また、我々も設置をして要綱はつくって、まずはコロナの状況の大変さを住民に広報するしかないということであって、具体的な要綱につきましては、その後、全てで12回開催いたしました、4回目以降は副村長、教育長にも加わっていただいて力強い副本部長ができましたので、それまでの間は、県と、それから県の教育事務所の指示の資料を頂きながら対応したわけがあります。本部として本稼働したのは、まさに副村長、それから教育長が就任してから具体的に本部が稼働したということでございます。

ただし、私は実際、マイクを握って防災無線で呼びかけをいたしました。副村長も教育長も防災無線で自らの原稿をもって、皆さんに危機感を持っていただきました。

こども議会で聞かれました。緊急事態が発生したら、村長さん、どうしますかと。ここにいた児童に聞かれました、私はそのとき言ったつもりであります。よほどのことが起きたら、私、村長が自らマイクを握りますから、マイクを握って村長がしゃべる、副村長がしゃべる、教育長が警戒態勢をしゃべるということはよほどのことです、とにかく危機感、今、大変なことが起きているということを知っていただきたいということで、住民福祉課長も話しましたし、当時の住民福祉課長は今の総務課長ですから、その後の新しい住民福祉課長の古舘課長も実際マイクを握っております。それだけあの当時は危機感が非常に強くて、村内にコロナが来ては困ると。それはもう村民等、大きく意識を変えていただきたいと

いうことでありました。

4月になってから両副本部長が設置されて、それで県の情報を得てさらに対策を強化したと、そのような経過でございます。今はまだ安心しておりませんから、これからまだまだ、秋に向けて2波、3波が来るということでもありますから、気を緩めることなく今後また対応していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 1番、関根浩治議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和元年度の学年ごとの教科授業時数の不足の状況、その実施状況についてですが、令和元年度末の休校期間は、3月4日から23日までの20日間、授業日にしますと13日間、ただし、中学校3年生は卒業が早いので8日間でした。

この間、各学年で実施できなかった全ての教科の授業時数は、小学1年生が55時間、2年生は58時間、3年生は62時間、4年生と5年生が66時間、6年生は65時間です。そして、中学校ですが、1年生と2年生は70時間、3年生は20時間となっています。

このように、授業時数につきましては、各学年ともに文科省が指示している標準授業時数より不足していますが、大切なことは、各学年で指導すべき内容が全て指導できたかどうかということです。幸い臨時休校が3月に入っておりましたので、学年で指導すべき内容は、ほとんど学習は終了して学年のまとめとか復習の学習に入っていました。したがって、ほとんどの教科で未履修となった学習はないと報告を受けております。

ただ、中学校2年生の理科の学習において、一部、学習ができなかった部分があったそうです。それについては、4月に入って早々に補充の学習を行っております。

次に、今年度、令和2年度の臨時休校による学年ごとの授業遅滞状況と、休校期間の学業の実施状況についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたが、今年度の休校期間は、4月22日から5月20日までの29日間、うち授業日は17日間でした。

授業の遅滞につきましては、簡単に17日間の遅れと言ったほうが分かりやすいとは思いますが、授業時数でいきますと、小学校では74時間から100時間、中学校では106時間実施できずに遅れが生じております。

ところで、この29日間の臨時休業期間の子供たちの学習状況ですが、家庭での学習になり

ましたが、各学年で4月に学習したことや、全学年の学習内容についての復習プリントを実施したり、中学校では、これに加えて、これから学習する内容の予習に取り組んでおりました。

5月18日と19日に分散登校があったわけなんです、その際に、休業中の課題であったプリントとか自主的な学習について、担任がその実施状況を確認したようです。各校長にその状況について聞きましたが、子供たちは、与えられた課題をまじめに、しっかりとよくやってきたというふうな報告を受けております。

なお、先ほども申しましたが、17日間の授業不足分につきましては、森議員さんにもお答えしましたが、1日の授業時数、例えば4校時や5校時で計画していたところを6校時行ったり、あるいは夏休みを8月1日から8月19日に短縮したりして、不足分を補う予定です。

以上を申し上げ、1番、関根浩治議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 期間中の授業あるいは実施状況については今ほど報告された内容で分かりましたが、各学年の全国平均の授業時間について、ちょっと私なりに調べたものがありますので、発表したいと思います。

1学年は全国平均で927.8時間、2学年が976.8、3学年が1,024.5、4学年が1,000時間、5学年が1,061、6学年が1,054.3、中学校の1学年が1,072.6、2学年が1,073.9、3学年が1,047ということで、全国平均で約1,000時間ちょっと授業時間がございます。

総授業日数で、小学校で大体203.3日、中学校で202.9日、それから、週当たり授業時間数が大体、小学校の高学年で28時間前後、中学校で29.3時間ということで、そういったことで全国で学業が行われているのが実態でございます。

それから、土曜・日曜・祝日の利用で教育課程が実施されているのが、小学校で26.3%、未実施が73.7、中学校で26.3で、同じく73.7%が実施されていないというような、土・日・祝日の利用で授業消化をしているという実態でございます。

それから、土・日・祝日利用の授業の時間数なんです、小学校では大体、1から5時間で11.6%、6から10時間で32.8%、11から15時間で16.5%、それから16から20時間で8.7%、21から25で7.3%、26から30で14.5%、30時間以上というのが9.3%という内容でございます。一番多いのが、祝日利用で6時間から10時間授業を消化しているというのが、小学校でも中学校においても実態でございます。

そういうことで、これから土曜日あるいは夏休みの期間を利用して、不足した授業時間を

消化して子供たちに教えていくということなのですが、実際、過不足がなかったということなので、復習の授業数で大体やっておられたということなのですが、要は、子供たちがどれだけ内容を理解して上級の学年に進級したのかなということが一番肝要なポイントだと思います。

それで、村長も、子供たちは村の宝と常々おっしゃっておりますが、やはりダイヤモンドと同じく原石では一つも光らないんですね。やっぱり大切な宝をきれいなダイヤモンドに仕上げるのは、大人、そして子供、地域の責任だと思います。こういった緊急事態だからこそ、もう少し対応の在り方もやはり検討するべきではなかったのかなと思います。実際、先ほど森議員のほうから空き教室の利用を、これが鮫川村には一番手っ取り早い方法じゃなかったかなとは思っています。

教育長もあまり行政経験豊富ではないと思いますが、これからいろいろと勉強させていただいて、学校教育関係は全て熟知されていると思うんですが、そういったことについても執行者側とよく連絡を密にして、今後、村のダイヤモンドを一人でも多くできるようにご協力いただきたいと思います。

そういったことで、今、授業日数等についてお話ししたんですが、村の平均的な平成元年度、それから2年度の授業日数、年間の授業日数はどのくらい、もし手持ち資料あればそういったことでお聞かせ願いたいと思います。

なお併せて、職務代理者在中のときにそういった緊急事態が発生したので、課長としてどのような対応で学校側と連絡を密にしてやってこられたのか、併せてその辺もご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。教育に関して大変関心を持っていただいていますこと、感謝申し上げます。

まず、今、最後にお話がありました授業日数の件ですが、申し訳ありません、手元に資料はございませんが、昨年度は多分203日、今年度は206日になるかと思います。おおよそ大体その程度でございますので、200台というところですね。年によって変化はしますが、昨年度と今年度についてはそういった感じであります。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 教育課長に、職務代理者の間にどのような対応をされたのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 教育課長の渡邊であります。

休校の要請が国から入りましたのが2月26とか27日ぐらいだったかと思います。その日、中学校の校長先生から、どうも国が休校の要請をするらしいぞということで、夜7時ちょっと前ぐらいに、私、事務所におりましたけれども連絡が入りまして、7時からのNHKのニュースを凝視していたところであります。その様子も、中学校の校長先生から連絡がありましたので、こういうことでニュース見ましようということで、小学校のほうにも連絡をして、3人で今後の成り行きを注視していたところであります。

翌日になりまして、本当に休校になったということで、小学校と中学校の校長先生、そして職務代理者の阿久津さん、あと私とでいろいろ協議をしました。当然、どの方にとっても初めてのことでありますので、近隣の町の状況でありますとか、県の教育事務所からの指導を受けましていろいろ検討をして、3月3日から休校ということで始めたわけであります。

本当にその当時、タフな毎日だったなというふうに、今思うと本当に困難だったなというふうに思っております。ただ、その中でも、やっぱり対応を本当はこうすべきだったのかなという後悔も多少ありますので、それらにつきましては、今後第2波、第3波に向けて、教育長と、ほか教育委員さん方とも協議しながら、後悔のないように進めていきたいというふうに思ったところであります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。

それで、休校期間中の児童・生徒等の心理の状況の把握関係についてお尋ねしたいと思えます。休校期間中の児童・生徒等の心身あるいは健康状態の把握ということで、それぞれ国のほうからある程度のガイドラインは、3月、それから4月、5月、3か月間についてガイドラインが示されていたとは思いますが、村としてどういう対応をされたのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 臨時休業期間中の子供たちの実態の把握だったんですが、それにつきましては、小・中学校とも、校長の指示で家庭のほうにまず電話連絡をしながら、子供たちの様子について、学習の進捗状況やあるいは健康の様子について伺ったと聞いております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 電話で伺ったということなのですが、子供たちと直接会話したのかどうか、その辺までは担任の先生も多分把握はしていないと思います。ほとんど保護者あるいはじいちゃん、ばあちゃん等とお話しされて、長い休校期間中でしたので、やはり先生が出向いて、緊密にならないように、玄関先あるいは2メートルくらい空けて、子供たちの心身の状況、顔色、痩せたか太ったか、その辺くらい確認するぐらいの気持ちがあっても、やっぱり村の宝ですから、一人も欠けることなく順調に発育してもらいたいというのが親心でございますので、そういった気持ちが大切だと思います。

ほかの町村では、学校の先生がわざわざ家庭訪問して、プリントを持って顔色をうかがいに歩いたという自治体もあるというふうに私は聞いております。村の教育行政についてはちょっと手落ちがあったのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご指摘いただいたとおりだと思います。

まず、様々な状況もございましたので、コロナ対策等について学校で対応したりしてまいりましたし、あるいはテレワークのほうも、実は小・中学校とも職員のほうの健康管理ということでそれも進めてまいりました。そういった関係で、子供たちには電話でというような形になってしまいましたが、今ご指摘いただきましたように今後そのように、実際に行ってみて、そして顔を見るということはとても大事だと思いますので、今後そういったことがあった場合には、そういった指示をしっかりと、子供たちの健康状態について把握していきたいと思っております。

なお、学習については、ある地区においてはオンライン学習というものが行われている状況でもありますが、本村におきましては、まだその状況に環境が整っておりませんので、今後、文科省から今GIGAスクール構想というのがございまして、児童・生徒1人1台の端末機、それと、校内なんですけどネットワーク状況をしっかりと、一人一人がそういった学習ができるようにということで環境が整う予定ですので、さらにそれを広げていけば、各家庭での環境を整備すれば、今度はそのオンラインでのつながりもできてくるのかなということも考えますので、そういったこともフルに活用して、今後、子供たちの実態把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。



○1番（関根浩治君） そういったことで、やっぱり思いやりの教育も十分必要でないのかなと私は感じております。

文科省からは、「学びの保障」ということで、多分、先生のお手元にも資料としてあると思いますが、学びの保障について、「あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障」することですということ、こういったガイドラインができております。「感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習の充実」、最終学年は優先的に学習を取り戻す、それから、「他学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障」しなさいということです。

そういったことでガイドラインが示されておりますが、こういった関係についての教育長としての見識をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 今、私の手元にその「学びの保障」の文書を持っておりますが、ここに、GIGAスクール構想も含めてなんですが、一人一人の学びの保障という点でたくさんのガイドラインが示されているところです。

私も一見しておりますが、まだ熟読というところまでは行っておりませんが、これをさっと見た限りで、一人一人の学びの保障というところはやっぱりしっかりとやっていかなくてはならないことですので、やるべきことでもありますので、各学校にこのガイドラインをしっかりと理解していただいて、校長を中心に教職員が一丸となって教育活動を展開するように指示をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。

それで、あらゆる手段で子供たちをというキャッチフレーズで、そういった保障を文科省のほうで出しているんですが、「授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導」しなさい。それから、「最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に」しても結構ですよということ。それから、「人的・物的体制の緊急整備」、そして、「ICT活用によるオンライン学習の確立」ということをうたっております。

こういったことで文科省でガイドラインが示されておりますが、本村でICTを活用した授業を、特に今回は長期間の休校でございましたので、そういった利用も併せて、今後、十

分検討していかななくてはならないと思います。

東京都では端末機をお貸ししますよとか、近隣では田村市で予算措置を今回の6月議案に上程して、また、昨日の新聞でしたか、小野町でもそういった関連の予算を計上しております。本村では、そういった関係の見積りとかあるいは事業計画とか、その辺があるのかどうか村長にお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 他自治体では既にもう導入ということで、今回の6月定例議会の補正予算に計上しております。本村の場合には、教育長が先ほど答弁しました端末がいずれ国の施策で児童・生徒1台ずつ交付されるという、近年にあるという予想がありますから、現在のところ、導入の計画はありません。

しかしながら、子供一人一人に端末ということも含めまして、テレビでオンライン会議が各部署、先ほど議員への答弁にも入れましたように、そういったものは既に必要でありますから、そういったものも含めて国の財政支援があるのかないのか。今の村の財政事情、また、台風からずっと今回の財調、大変な金額を取り崩して今回充当しておりますから、そういった財政事情を鑑みながら、私は、基本的に教育費を大幅に削る考えはございませんから、増やすとも削る考えはございません。教育に、目に見えない人材育成に力を入れて予算づけするというのは基本的な私の考えでございます。

今後ともまた学校現場と協議をして、前向きにそういった端末の導入、国の施策と併せて、いつの時期がいいのかということは検討してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。

そういったことで、他町村では既に実施されている町村もございます。本村ではまだ計画はされておりませんが、ぜひ、こういった機会ですので、やはり導入に向けて前向きに検討していただきたいと思います。将来を担う子供たちでございますので、そういったことにやはり十分対応できるような。

実は、私の近親者のお話で申し訳ないんですが、私のおいっ子・めいっ子がおりまして、たまたまコロナ、中国におりまして、旧正月前に日本に里帰りして、それで旧正月が終わってから帰ろうと思ったら向こうで入国制限になってしまったんですね。現在、小学校の高学年でございますが、帰れないということでオンライン授業が日本でできるんですね。中国がそれをやっているんですよ。日本はこのICTが随分先端だと騒がれたんですけども、日

本でそういう授業をやっているのは恐らく私立小・中・高・大学くらいが、有名校あたりが実施できていると思います。

そういったことで、普通の学校に入学していても、登校しなくても外国でそういった授業が端末で受けられて、ちゃんと授業を消化できると。将来、そういった状況になれば、家族旅行で1週間あるいは10日、国外、あるいはもっと進めば宇宙旅行にでも在学中に行ってもらえる、そういうような時代も近い将来、来るのかなと思います。

そういったことで、特に、その関係を進めるに当たって学校の先生の現状、どのような現状にあるのか、その辺、教育長に、端末機の操作あるいは呼び込み、掲示、その程度の研修が定期的に行われて、いつでもできるような状態にあるのか。それから、これからやっていかなくちやちょっと間に合わないのか。県内の教職員の状況も併せて、知っている範囲でございまして、鮫川の小・中学校に赴任の先生がどのくらいその対応できるのか、併せてお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ICT関係の教職員のその技量に関してですが、日常的にパソコンにつきましては操作をしておりますので、自身でインターネットで調べたりとか、あるいはマクロを組んで式の計算をしたりとか、そういった技術はお持ちになっています。ただ、ネットを使って、さらにそれを授業で上手に活用するという点では、一部にたけた教員がおりますが、まだまだ全員がそういった技量を持って有効に活用できるというような状況ではないと思われまして。

ただ、これまでも年に数回の校内研修で情報関係の研修も先生方は行っていますし、今後、GIGAスクール構想がこの後進んできますので、それに伴ってタブレットが導入された場合に必ず研修がセットになっております。その使い方についても研修をして、積み重ねていくというふうにしていくという、研修会も予定しておりますので、今後、力量は高まっていくというふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういった実態でございまして、ぜひ、やっぱり一日も早いレベルのアップを図っていただきたいと思います。そういうことで、こういった緊急事態ばかりじゃなくて通常からやっていたら、そういったときに即対応できるような条件整備もできるものと思います。

それから、併せて、現在その状況を進めていくのに、現実に保護者の中でそういった環境

にあるのかどうかというのを調査したのか。役場の職員でも、先ほどの森議員への答弁でも、そういった環境にない家庭が多い。誰も数字を調べた人がいないと思うんですね。その辺についてもし調べた実績があるのであれば、総務課で把握していればなお結構ですが、あるいは企画情報とかそういった関係、もし資料があるのであればご提示願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 答弁は誰に求めますか。

○1番（関根浩治君） それでは、代表して執行者、よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 教育長に答弁させます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

鮫川小学校なんですが、各家庭がオンラインができるような状況にあるかということ、この間ちょっとお話したときに、やっぱり調べなくちゃいけないなというふうなことをおっしゃっていました。ということは、今の段階ではまだ調査はされていないと思います。

今後、先ほどから言っていますが、そのGIGAスクール構想ですが、それが今年ある程度完成してきますので、今後調査をして、そのオンラインが学校内ではできる環境が整います。ただ、今度、外に、家庭と学校でできるかどうかというのは、やはり全体のネット環境もごさいますので、それを一旦調べますが、そして調べた後に、じゃどうしなければならないかというのは結構大きな作業になるかもしれませんので、それについては、村と協力をしながらやっていくべきことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 現実、小さい子供たちも既にタブレットとか、そういうのはゲームとか何かでかなり使われているんですね。だから、あとは両親がどれだけ通信環境に、整っているのかどうかだと思います。光ファイバー、かなり普及していますので、相当数入っていると思うんですが、いかんせん、保護者の間でどれだけ入っているのか、そういう環境が整っているのか誰も調査したことがないということで、やはり今後の実施に向かって進んでいくには、その辺からきちんと調査して、環境にあるのかどうか、そして有効にそれが活用できるのか、その辺、学校教育課としても今後のICT活用の事業導入に向けてやはり十分調査をした上で、その導入を今後検討していく材料のやっぱり基礎でございまして、それ

は十分調査、早急をお願いしたいと思います。もし分かれば、後日、報告いただきたいと思  
います。そういうことでお願いします。

以上で、今回コロナ関係で、こういった学校、そして経済もかなり疲弊しておりますので、  
一日も早い回復と、やはりこれから行政としてあまり負担にならないように、早い収束で終  
わってほしいと思います。オリンピックも中止になっちゃって、何か世知辛い世の中になっ  
ておりますが、鮫川からはそういうことのないように、皆さんと一致団結して頑張りたいと  
思います。

なお、今回、コロナ関係の対策本部を立ち上げて、村内の住民関係に、村長以下、職員の  
皆様の奮闘、本当にご苦労さまでございます。今後とも村長指揮のもと頑張ってください  
と思います。

長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 質問に入る前に、台風19号の対応から始まり今回のコロナウイルス  
の対応まで、大変忙しい中、村長、教職員の皆様には、ご苦労なされたことに敬意と感謝を  
表します。ありがとうございます。

それでは質問させていただきます。

令和2年第2回6月定例議会において2点について質問させていただきます。

1点目、災害時の対応についてお伺いいたします。

自然環境の急激な変化や異常な自然現象により引き起こされる大雨、地震など、今後も予  
想される中で、防災計画の周知、適切な危機管理、組織の在り方によっては、経済的被害、  
環境に対する被害に大きく影響するものと考えます。

特に組織の運用は重要と思いますが、現在、村として災害時にどのような組織をもって事  
に当たっているのか。また、現在、世界的に蔓延しているコロナ感染症の対応についても、  
人的対応の仕方によっては住民に安心や不安を抱かせると考えますが、どのような組織の運  
用を図ってきたのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1点目のご質問、災害時の対応はにお答えを申し上げます。

災害時に対応する村組織は、平成20年12月1日に制定した災害対策本部の組織及び運営に関する要綱に基づき、村災害対策本部の組織を編成しております。

直近では、平成29年6月に要綱の見直しを行い、総務・厚生・土木・経済・教育とする5つの部内にある14の班の事務分掌を明記することで、業務内容や災害対応がより具体化しております。

また、警備活動を迅速に推進するために、さきに説明しました要綱の第6条の規定に基づき、各行政区単位に災害対策現地警備班を設置しており、7つの行政区の警備班にそれぞれ4名の村職員を現地連絡員として配置しております。ただ、総員28名の現地連絡員には、さきに説明しました村災害対策本部の5つの部を兼ねて所属する村職員がいるために、各行政区の警備班員として赴けない状況にあります。

今年度の村災害対策本部の組織及び運営に関する要綱に基づく災害対策現地警備組織を作成するに当たり、現実的な改善を加えて発出するよう検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス対策に関わる村組織の対応でございますが、令和2年2月29日、安倍首相は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、全国一律に小学校などの臨時休校を要請する記者会見を行っております。

村では、この2日前の2月27日に、この感染症が国内で発生・拡大していることを受けて、村民の健康と安心安全な生活を守るために、その発生や2次感染を防止し、村全体で情報共有及び対策の推進を図ることを目的に、新型コロナウイルス対策本部設置要綱を策定し、同日、第1回新型コロナウイルス対策本部を開催する中で、要綱や対策本部の組織の説明を行っております。

組織は、本部長には村長、副本部長に副村長、教育長、本部員には各課長、各施設の長を充てるとともに、住民福祉係を庶務として事務総括担当としております。また、各課の担当部門を設けるほか、緊急救護業務に保健センター、診療所の職員等、保健師を担当者として構成しております。

村は、6月1日の新型コロナウイルス対策本部会議までの間、12回にわたる対策本部会議を開催して、埜町の業者様から提供いただきました次亜塩素酸水の配付やら、品薄状態の布マスクに代わるマスク1,020枚を村内縫製会社へ依頼するなど、住民の健康と感染防止全般に関わる協議・検討を重ねてきたところであります。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、長期化した新型コロナウイルス感染対策や自粛要請により疲弊・困窮する村民一人一人の思いに寄り添いながら、使命感とスピード感を持って、これからも丁寧に対応してまいりたいと思います。

新型コロナウイルスという未曾有の困難に村民一丸で立ち向かって、長丁場になろうともこの危機を必ず乗り越えられるよう信じておりますので、議員皆様のご理解も併せてご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上で1点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 昨今、台風状況が今までの流れと変わって、関東から入って東北、北海道に台風が流れるんだと、そういう情報が入っております。こういう台風が発生したときに、対応が遅れた場合の経済的・人的災害は大なるものがあると思っております。

台風19号でございました対応、これは補助金申請だとか何かが大変手間取った経緯がございます。そういう各課の組織のつくり方、これは、台風だとかそういう補助金申請なんかは総務課だとか地域整備課などの対応だと思いますが、これに縦横に、課長、そして職員が当たることによって、スムーズに私は対応できるのではないかと思っておりますが、村長、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 昨年の台風19号の大きな反省点でございます。

1つは、対策本部を早急に立ち上げて避難所を設営したのでありますけれども、300ミリ手前の降雨で、それでも大きな被害は受けたのであります。避難所の設営の仕方、それから緊急対応の仕方、これについて大きな反省点が残っております。

次に、区長会長のほうからも要望とご意見をいただきました。台風が来たときの各大字区の緊急対応、職員の班ができていたにもかかわらずその稼働がなされなかったという、そのようなご意見も頂戴しております。

今回、今までにある組織を見直しをかけております。緊急時が発生した場合に、庁舎内において情報収集をして、そして消防団との連携、医療関係との連携、様々な庁舎内で情報収集をして役目を果たす班と、それと実際、大字区の現地に出向いていっての状況の把握、そして各区長・副区長の職務の軽減を図るべく職員の張りつけの見直し、今、作業中であります。

また一つは、村内の職員ばかりではないんですね、村外の職員もおります。しかしながら、先般、北條議員からもご意見ありました各大字区の職員をきちんと張りつけて、そして様々

な各大字区への支援をなすべきだということも踏まえてですね、基本は緊急災害対策です。そこに職員を数名、今、担当者をつけて、今度の区の区長会のとときにその担当者をご紹介して、密な連絡、そしてまた、個々の庁舎内の緊急対策業務に影響のない組織のつくり方、今、見直し中でありますので、とにかく職員も。

ただ、災害が起きているさなかに職員が現場に出向くというのは、これ、危険性を伴いますので、よっぽどの緊急時は消防団、それから常備消防、警察にお任せするとしても、台風が去った後の衛生上、そしてまた各大字の被害の把握、それから困窮している方々の状況、これは区長さん方ときちんと連絡を取って、今後きちんと迅速な対応ができるように組織の見直しを今かけているところでもございますので、またその状況が分かれば、きちんとした組織の見直しができれば議員の皆様にも提示をして、大字区にはこういう担当者がいるということも併せて、緊急連絡先を入れて開示をしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今後、夏に向かって暑い状況が続きます。災害の多い時期を迎えるに当たって、避難所における十分な換気やスペースの確保など3密解消のとき、避難者の健康状態の維持、確認が必要だと思っておりますが、それについての考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご質問していただきありがとうございます。私は一番そこを気にしておりました。

まず、命に関わる災害が発生した場合には、コロナは次です。まずは命を守るために避難していただきます。そして、行政はその避難所の密を防ぐための方法を取ります。一番懸念しているのは、避難所に密の状態で行くのを嫌がって、コロナの関係で避難所に行かないという方が災害に襲われるということは最悪の状態です。ですから、村民には、昨年同様以上の災害が必ず来ますから、そのときにはまずは避難していただきたいと。避難場所は明確にします。

そして、コロナはその次です。コロナ対策は、まず避難していただいた後でその現場の状況を見て、密にならないような工夫を行政側がいたします。議員の皆様のお力もお借りしたい。そしてまた、行政区長様のお力もお借りしたいし、民生委員さんの方々のお力もいただいて、避難所先でコロナ感染が起らないように。一番暑い時期ですから、当然、気温が高い。そしてまた、密になる空間をつくったのでは避難所の意味がありませんから、その辺の避難所の分散、そして安全性、一番は避難所の安全性なんですね。そこを加味して、今後、



避難所の再設定をして、それを開示していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 一応提案ではございますが、避難所は恐らく行政区集会所、ここらが該当になるんだろうと思いますが、これから暑くなるときに、エアコンの設置、あとはトイレの改修、もろもろ、これも検討すべきではないかと思えます。これも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に該当するのではないかと思えますが、こういう申請の考えはあるかないかお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 環境のいい避難所の設営のための交付金の充当ということですが、今回上程します補正予算の中には含まれておりません。しかしながら、2次補正というのを国で今用意しておりますので、私が一番最初、避難所でエアコンの設置がなくて困ったのは公民館であります。公民館の和室なんですね。あそこにテレビ1台あるんですけども、エアコンがないんですよ。

先般の19号の前年度の大雨のときに、一方、あそこに避難された方がおります。しかしながら、暑いときで扇風機1台を回して、汗だくの状態で避難所に迎えたということもあって、そういった避難場所のエアコン、今、各大字区の区民センターですか、区の集会所にエアコンの要望が出て、中野区もそうなんですけれども、そのような申請も出てきておりますから。

あと、最低限度、避難所へ必要なのは備蓄物です、水、毛布。水、毛布はやっと確保いたしました。あとは情報収集するテレビ、そして夏の場合にはやっぱりエアコンなんですね。これがないと長期避難はできませんから。あと、避難所が背後地を背負っているのか、水で安全なのかということも含めて設定をしたいと思えます。

夏の場合には体育館も避難所になり得る可能性もありますが、冬の場合でしたらやっぱり畳のある、小さな間仕切りのある部屋のほうが、冬の地震の場合にはそういった小さな集会所のほうが効率がいいとされておりますから、その辺も勘案して、第2次補正予算の中で避難所の設備につきましても検討しまして、今後また安全対策を、また減災・防災対策を含めて検討していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 追加で、これももちろんマスク、避難所はね。あとは段ボールベッドなんかも準備したほうがいいんじゃないか、そういう頭もありますね。第2次補正予算が、大方、国のほうでは31兆円、これ6月の中旬頃に決まる予定です。そこに向けて、急いでそ

ういう予算の措置を取っていただきたい、そういう思いであります。

あと、先ほど森議員から質問ありましたPCR検査、これは埴厚生病院に設置に向けての考え、ちょっと先ほど聞きましたけれども、再度、村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 発熱外来でなくて地域外来という県の予算がついて、PCR検査、抗体検査ができるという状況を県は整備したい、方向づけていきたいということではありますが、発熱外来の場合には、PCR検査をするのではなくて、コロナ感染の疑いがありという方は、従来どおりの保健所を中心とした検査機関に直接相談していくんですが、発熱外来はその前の段階ですね。熱があつて困るという方々を、一般の通院者と分けて駐車場に造ったり別室に造ったりするのが、そこにきちんとした医師の確保、看護師の確保をして、白河市の場合には午後1時から3時までの間だそうです。電話受付をしないといけない。予約制でしか行けなくて、半年間で2,500万ぐらいの経費がかかるらしいですね、白河は。

東白川はまだそこまで至っていないんです。至っていないという原因は、先ほど説明したとおり、埴厚生病院の中に発熱相談室というのがあるんですね。それは、一般の通院者と別に、別ルートで直接行ける相談する部屋があるんですね。今のところ、そこで充当はしているという状況。

あと、白河市が5月22日から始まったんですか、あそこで1日で2人だそうです。しかし、これ、その状況だから必要でないというのは私ども言い切れないんです。秋に、冬に関してどんどん増える可能性があるから、その準備をやっぱりきちんとして、予算もつけて、お医者さん、看護師さん、半年間確保するには8桁以上、白河で2,500万かかるのであれば、こちらでやっても同じ金額がかかります。ですから、その予算捻出も各自治体でしながら、必要あるのかどうかというのは、先ほど言ったように各町村の医療機関ですね、病院、うちで言えば国保診療所の先生と来週お話しすることになっているんですが、その先生とお話を、現場の状況を聞いて、もう一度、町村会の町村長会議でもんで、設置するか否かというのを秋から冬に向けて決めましょうということに今なっております。

担当者議会の中では、今のところ埴の相談室で、郡内の発熱で心配だという方は充当できているので、設置するという必要はないのではないかという意見が出ているようですが、これはまだ分かりません。秋から冬にかけてまた蔓延する、2波、3波が来て、近隣町村、お隣町でもそういった感染者が出るとなれば、これはもう危機感が今以上に高まりますから、その検討を今後していきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） PCR検査やることによって、教育界、子供たちの健康、そして一般住民の生活の安心をある程度買うことができるんですね。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の中に、感染交付金対象事業として、これ、医療体制の整備及び治療薬の開発ということで補助金が入っていますね。こういうのを利用して、4町村でマンパワー、お医者さん、看護師さん、こういうのを養成してやったらいいんだと思いますが、どうでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 郡内の議員からも、本村以外の議員のほうからも、ぜひとも設置をお願いしたいという要望も出ております。これはやっぱり村民、地域住民の不安を払拭するのが私どもの仕事でありますから、今のところ感染者が出ていないので、このまま乗り切れるであろうというのは甘い考えでありますから、それらも含めて、宗田議員から有利な補助金が使えるんだよということも今提案されましたが、本村の場合も、今回の補正予算でも村民に寄り添った補正予算を組ませていただきましたが、今後また、感染対策の抗体検査も含めて、各町長と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それを進める上では、医師会の協力がなくてはならないんです。それから、看護師さんの協力も得なくてはなりません。医師会の方々が全面的にご協力いただけるということを前提に、決まれば、今度、医師会との次のステップの話合いに持ち込むという予定でおりますので、また、どのような経過になるか、皆様のほうにはその時点でお知らせしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） こういうPCR検査は特に重要な案件であります。第2次補正予算で31兆円という国の大型予算が組まれました。村として職員を十分に利用いたしまして、村長以下、職員が勉強いたしまして、第2次補正予算に申請書をきちんと提出して、これ、恐らく第1次補正予算も申請期限というのがありましたね、5月29日ということで。第2次も恐らく入ると思いますので、ぜひとも見逃さないで組んでいただいて、計画作成に協力していただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わります。

2点目に、教育長に教育感をお伺いします。

村の教育の現状、学力、体力、心などをどのように踏まえているのか。また、子供の持つ

可能性を引き出す教育への考え、ふるさとキャリア教育への考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 10番、宗田雅之議員のご質問、教育感についてお答えいたします。

まず、村の教育の学力と体力、そして心の状態についてです。

学力の実態につきましては、村で学年末に中学校3年生を除く各学年で実施している標準学力検査、そして小学校4年生から中学校2年生で実施している福島学力調査、さらには、小学校6年生と中学校3年生で行っている全国学力・学習状況調査で捉えることができます。

なお、これらの検査で分かる学力ですが、あくまでも学力の一側面だと思っていただければと思います。また、調査ごとに学年ごとに結果にばらつきがありまして、一概に、実態はこうだと言い切ることは難しい面もございます。

結果について端的に申し上げますと、福島学力調査では平均に達しなかった学年はありましたが、全国学力・学習状況調査では、小学校では全国平均を大きく上回り、また、中学校でも上回った部分もありますが、ただ、若干、一部ですね、全国平均に及ばない教科もございました。さらに、中学校3年生を除く全学年で実施した村の標準学力検査においては、ほぼ全国平均と同じ結果でした。これらの結果を基に総合的に考えれば、鮫川の子供たちの学力は全国平均レベルにあるのかなと言えます。

そして、体力についてですが、これについても、毎年実施しています体力運動能力調査がございます。小学校、中学校とも、昨年度の結果を見ると、種目や学年等でややばらつきはございますが、運動能力の面で全国平均を上回る種目が多く、体力及び運動能力面では全国平均よりもやや上のレベルにあると言えます。

ただ、体位・体格の面で若干肥満傾向の割合が高いという話も聞いており、これは解決しなければならない課題なのかなと考えております。

また、心の状態については、Q-Uテストという学級での生活の満足度を推しはかる検査がございます。それを実施していますが、多くの学級で、満足度が全国平均より高いという結果が出ております。いじめや不登校に関する報告についても、いじめの認知件数、不登校児童・生徒の出現数とも極端に多いとは言えず、子供たちの多くは、心も安定し、充実した楽しい学校生活を送っているものと思います。

このように、これまでの様々な調査結果や私が見た短い期間での子供たちの様子から、鮫川の子供たちは、決して課題がないわけではございませんが、おおむね、先生方と豊かな学

校生活を送り、すくすくと成長していると感じております。

次に、子供の能力を引き出す教育、ふるさと教育に対する考えについてお答えいたします。

先ほどの森議員の質問でもお話しをしましたが、子供は、村の宝であり、鮫川の未来を担う大切な存在でもあります。

私は、自然豊かな鮫川で生まれ育った子供たちは、一人一人、みんな様々な可能性を秘めていると思っています。子供は、一人一人、みんな違った良さが必ずあります。子供たち一人一人の実態をしっかりと捉えてその子の良さを見つけ、その子に応じたきめ細やかな学習指導や生徒指導を進めることで、一人一人の子供の学力が向上し、豊かな心や健やかな体が育まれて、夢や希望に向かって学び続ける子供が育成されるのではないかと考えております。

さらに、自分が生まれ育った鮫川が大好きになるようなふるさと教育や、常に夢を持って、自己実現に向けて自分の役割を果たしていくキャリア教育を充実することで、豊かな知性や健やかな心と体を兼ね備え、夢に向かってチャレンジするような、そんな気概を持ったたくましい子が育ってほしいと願っているところでもあります。

もちろん、このような子供たちの成長や教育の充実のためには、教員の指導力の向上が欠かせません。県教委で発行しています授業スタンダードを活用して授業力を向上させたり、子供の心に寄り添った指導が適切にできるよう、生徒指導力を高めたりできる校内研修を充実させていきたいと考えています。

また、教員の心と体が元気でなければ、よい教育はできないと考えております。教員の多忙化解消も大きな問題となっております。働き方改革にも取り組んでいきたいと考えております。

以上を申し上げ、10番、宗田雅之議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ご答弁ありがとうございます。

私も常々、教育というのは、教育委員会とか先生に100%依存では教育になっていないんじゃないかなと。三身一体、これは合併問題の三位一体の「三位」ではなくて、3つの「身」、これは、親と子供と教育委員会の先生が一体となって話し合ってその子供を育てていく、それが本当の私は教育だと思っています。そういう話合いの場づくり、そういう場所づくりについて教育長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 今、宗田議員がおっしゃった三身一体となることが大切だというこ

とは、私も同感でございます。保護者、子供、教員がやっぱり一緒になって、同じ方向に向かっていくということが何よりも大切だと私も感じております。

各学校においては、例えば授業参観等もこれから行われますが、そういった機会も利用しまして教員と保護者との連携を深めるとともに、そこでの授業参観を通して、教員が授業する姿を見ていただいて、ああ、学校はこうやって頑張っているんだということを見ていただく。学校が頑張っているというところを見ていただいて、保護者の方々にも、じゃ私たちもというような思いを持っていただくことも大事なかなと思っておりますので、授業参観や様々な機会を捉えて連携を深めていければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと、キャリア教育というのを国のほうで、これも今推進しているわけですがけれども、私はあまり難しいことは分からないんですけれども、キャリア教育というのは親の教育であって、親が一生懸命働いている自然の姿、背中を見せるのが、私は本物のキャリア教育ではないかなと思っておりますが、教育長、この点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） キャリア教育というのは、文科省では次のように定義しています。

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」というふうに難しい言葉が並んでいるわけなんです、自分らしい生き方を実現していく力かなというふうに、私は、一言で言ったほうが分かりやすいのかなというふうに思っています。

今、宗田議員さんもおっしゃったように、やはり家庭で親御さんの後ろ姿を見て育っていくというのは、私は、それがまずは一番なのかなというふうに思います。ただ、やはり学校でも、自分らしい生き方を実現していくためにいろいろな力を身につけさせていかなければならないということは感じています。例えば人間関係を築いていくという力もやっぱり必要ですし、社会で生きていくための能力とか、あるいは自分自身を理解する力というのも大事だと思う。そういった力というのは、家庭だけでなく、学校でやはり意図的に指導していく必要があるかと思っておりますので、学校においても、キャリア教育についてこれから研修で先生方も勉強してまいります、キャリア教育充実に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に教育というのは簡単なようで難しいと思います。子供は、地域の宝と言われますけれども、本当は家族の宝なんですよね。家族の宝であって地域の宝なんですよ。その宝を親が育て上げるのが当たり前、家族が育てるのが当たり前だと私は思っておりますので、その辺を含めて、教育委員会と親たちが密にして、今、密は駄目なんですけれども、話合いの密を図ってこれからの教育に邁進していただきたいと思います。

以上、2点の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで15時まで休憩をいたします。

（午後 2時48分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

○7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

福島第一原発事故に伴う処理水の処分について村長にお伺いをしたいと思います。

政府は、放射性物質のトリチウムを含む処理水処分を巡り、説明会や意見聴取を重ねております。福島民報社では、処理水の扱いについて、県内59市町村長を対象にアンケートが実施されました。

その回答結果の中で、処理水の処分方法に関する住民理解が不十分との回答が45市町村に上っております。また、処分場所についても、多くの市町村長は福島県以外または福島県を含む全国と回答しております。鮫川村長、飯館村長が、この2村の村長が「福島県内のみ」と回答しており、放出方法では、鮫川村長だけが大気中への水蒸気放出と回答を出しております。

原発事故後、村内の農家も多くの農産物が風評被害に遭い、大きな損害を受け、いまだに米や肉用子牛、枝肉などが原発事故以前の価格に回復していない状況にあります。そんな中で、処理水を福島県土から海洋に放出または大気中へ水蒸気として放出すれば、国内外から

福島県に対し新たな風評が発生し、福島県産の農林水産物に対し風評被害が強まると懸念されております。

放出場所を福島県土とした理由、大気への水蒸気放出を選んだ理由についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 7番、関根英也議員のご質問、福島第一原発事故に伴う処理水の処分についてお答えを申し上げます。

東日本大震災の影響で、福島第一原子力発電所内では、原子炉内の核燃料が溶け落ちるメルtdown事故により、地下水が原発内に浸水し、放射性物質に汚染された水が絶えず発生をしております。東電は、これらの汚染水の放射性物質を取り除くべく、専用装置で浄化した処理水を、約1,000基の貯水タンクに121万トン余りを保管しております。汚染水は1日約170トン発生し、2年後にはタンクが満杯になるとしています。

一方、福島第一原発の廃炉は福島復興には不可欠なものであり、デブリの取り出しや廃棄物の一時保管などの敷地確保の観点から、このままタンクを増やし続けることはできないとしております。

さらに、処理水の処分方法について専門的な知見から検討を重ね、それらを政府に提言し、現在、地元をはじめとした幅広い関係者からの意見を聞く会議を開いております。4月6日には、その会議を開催したと報道がされております。実際、私どものこの地域にはいまだその説明会はありません。

次に、放射性物質トリチウムを含んだ処理水の扱いを検討する政府小委員会が、処分方法を海洋放水と水蒸気放出が現実的な選択肢とした提言を受けて、先般、福島民報社が、トリチウム処理水に関する市町村アンケートを実施し、その結果を4月6日付で公開したところであります。

さて、ご質問の、処理水の処分方法として水蒸気放出を選んだ理由についてお答えをいたします。

この設問に対しては、あらゆる情報を得ながら、将来的な環境汚染、県民の風評被害、国の財政事情、処理方法の現実性等を勘案し、慎重に私なりに判断して回答いたしました。

この時点で、政府小委員会は5つの処分方法を検討していました。1つ目は地層への注入、



2つ目は海洋放出、3つ目は水蒸気放出、4つ目は水素放出、そして5つ目は地下埋設であります。

処理法のうち、地層注入、水素放出、地下埋設については、世界的にも前例がなく、規制、技術的、時間的にも課題が多いとしております。

次に、海洋放出は、一番現実的な処理方法とされていますが、放出した処理水が福島県沖合に漂流することで風評被害をさらに呼び起こすと想定されるために、適切ではないと判断いたしました。

消去法にして残ったのが水蒸気放出であります。水蒸気放出については、既に外国等で実施されており技術的にも実績があること、さらに、一度に大量に放出せず、年間トリチウム放出量は、既存の原子力施設からの放出量を参考として、告示濃度限度、空気1リットル中に約5ベクレルを標準として希釈すると、薄めるわけですね。

さらに、廃炉措置に30年、40年かかるというわけなんです、その期間を有効に活用するとしております。また、処理水を1次、2次処理してその後ボイラーで加熱、蒸発処理をして空気で希釈して大気中に放出し、大気中のモニタリング、分析については、第三者による分析をして公開するということでもあります。

さらに、処理期間と処理費用ですが、海洋放水は7年半かかると、34億円の費用がかかります。水蒸気放出は約10年間かかると、費用は約10倍の349億円がかかります。地下埋設については、8.7年、約9年かかって2,533億円と試算されております。トリチウムは大気中などの自然界に存在する物質であって、また、半減期が12年から13年とされていることから、風評被害を最小に抑えることができる現実性のある処理法として、水蒸気放出を選んだわけがあります。

次に、処理水の放出場所については、水蒸気放出のみを前提として、海洋放水は前提としておりません。水蒸気放出のみを前提として、第一原発敷地内での放出として、福島県内だと回答いたしました。新聞社の設問に、「福島県以外」、「福島県を含む全国」、「その他」と選択肢がありましたが、私の本音は、福島県以外で放出していただくのが一番です、それは本音でございます。しかしながら、他県への処理水の移動は不可能であると判断いたしました。

大阪市長は、安全性が立証されれば大阪湾へその処理水を持って行って大阪湾へ放出することも可として記者会見をいたしました。大きな話題となりました。しかし、自治体が許可をしても、議会や市民の同意を得ることは困難であると考えます。さらに、福島県からよそ

に出すことによって第2の風評被害を引き起こすことも考えられます。

我が村は、過去に、放射性物質の減容化を図るための焼却炉を設置して稼働した経過があります。当時の住民や反対者の理解を得ることへの困難さに直面した苦い経験もあります。汚染水のトリチウム濃度が基準内に希釈されて安全性が立証されていたにしても、受け入れる自治体や市民は皆無であると私は考えます。そのように、福島県以外に持ち出して全国で処理をしていただきたいんですけども、現実的には私は無理だと判断してそのような回答をしたところであります。

今後、政府には、処理水の放出についての説明が足りない、さらに、県内7地域において説明をすべきと。振興局単位で、7つの振興局がありますから、そこで国は各自治体、各関係者に来ていただいて丁寧な説明をすべきとも求めて、アンケートに答えております。さらに、福島県の風評対策を最優先として、今後も、情報を収集するとともに国への提言をしてまいりたいと考えております。

以上で、7番、関根英也議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） ご答弁ありがとうございました。

一番安全な方法として、どこも引き取らないから福島県のみから放出するしかない、そういう判断で回答したそうですが、東京電力福島第一原発で発生しているこの大量の汚染水の処分をめぐることは、国の多核種除去設備処理水の取扱いに関する小委員会、今説明したのはこの小委員会のことだと思うんですが、2月10日に小委員会から報告書が出されています。

この報告書では、水蒸気として大気に放出した場合、直接的な被害とともに風評被害も広範囲に発生するのではないかと懸念されているようであります。その内容ですが、1つには、大気を通じて県外ともつながるため、県外まで広く影響を与えること。2つ目には、陸域のみならず海域にも拡散することから、広い範囲での社会的影響も与えると。3点目は、海外からの輸入規制まで発展すると県外にも大きく影響を与えるという指摘であります。

その具体的な懸念として、放出経路が大気であるため、空気や水を通じて生産品全てに対して影響を与える。直接、外部被曝を受ける懸念に加え、地元食品・製品への汚染が懸念される。そのことから観光面の打撃、危機が心配され、宿泊業や飲食業、公共交通などの消費が落ち込む可能性があるという指摘されています。つまり、本村のような農山村の環境、住民の健康、暮らし、経済面に大きく影響があるのではないかと、そういう指摘であると思います。

ただいま村長から、この小委員会の報告を基に、福島県のみから空気中で放出すべきと判

断したと思いますが、私たちが一番心配しているのはやっぱり風評被害なんです。私たちはあの原発事故で、東日本大震災で原発事故が起きて、最初は放射能の被害を受けておりましたが、今は風評被害であります。でも、私は、あれは東日本大震災の未曾有の災害でありまして、それに伴う、確かに東京電力も、指摘があったにもかかわらずきちんとした対応をしていなかった、人災だと言われている部分もありますが、私たちは、それでも災害だからとじっと耐えて、耐えて、ようやく幾らかずつ風評被害も少なくなってきたかなと、そういう思いで、これからこの鮫川村で私たちの後を継いでやってくれる農家が、またこの汚染水を、また福島県だけから放出したりそういうことをしてしまうとまた風評被害が長く続いてしまう。この風評被害というのはなかなか取れないんですよ。

それで、その風評被害に対して、何でなかなか収束しないのかそれを調査した、そういう報告書も私は読ませていただきました。これは東大の関谷准教授と千葉医大の教授の報告書であります。両方の研究者とも、福島県から遠く離れた地域ほど風評被害が高くなる傾向にある。福島県から遠隔になるほど、福島県には中通りとか浜通りとか会津地方があることも知らない、ただ原発事故が起きた、放射能が落ちた、そういうことが漠然として、近隣市町村の人は一生懸命、福島県でも農産物の全品が検査されて安全である、それから除染と時間の経過によって安全な地域になったと知ってはいただいています。遠くに行けば遠くに行くほどもう漠然として、一番先の頭が残っていて、やっぱり福島県産はほかのやつがあるんだったら買わないと、そういう風評被害はなかなか取れない。

ただ、今回のこの処理水というのは、もうあってで、日本中の人々がこれはただ放出しては駄目なんだと、きちんと安全になるまで。それを無理やり海に放出したり空気に水蒸気として出せば、それは故意にやることになるので、一部の人からはそういう風評が強くなるんじゃないかと私は心配しております。

そういう中で、私は、今年4月13日、福島市で開かれた政府主催の公聴会での福島県中央会の菅野会長の発言が県民感情に寄り添った、的を射たものではないかと、このように思っております。4月14日付の福島民報記事によれば、菅野会長は、水蒸気放出と海洋放出に絞り込み二者択一とする考えは反対だ。今後おおむね10年の時間軸でトリチウムを分離、処理技術の研究と開発が成し遂げられることを望む。47都道府県で説明会を行い、各界各層から意見を聞くことも大切。風評を払拭するため、日常的に放射能に関する正しい知識を分かりやすく伝えてほしい。風評被害を生まないための具体策を明確に示すべきだと、そういう考えを示されております。私も全く同感であります。この考えに対して改めて村長の考えを伺

います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 9年以上前に原発事故が起きまして、私どもは避難者を受け入れる村でありました。幸いにも風向きが北西部にということで、あれが南西部に注いでいたとすれば、本村の場合も間違いなく避難をしなくてはならない、そのような地区でありました。いまだに避難をしている市町村、避難解除といえども、町民、村民の半分以上も帰ってこないという状況、さらには議員ご指摘の風評被害、いまだに回復しない農産物、そして米、さらには畜産物関係の価格が戻らないと。

議員ご心配される今回の質問を受けまして、私も様々な調査をいたしましたし、そしてまた新聞を見て私も愕然といたしました。水蒸気放出を選んだのは鮫川村長だけなんです。飯館村はじめ浅川町は海洋放出を選んだんです。11市町村がタンクにより永久的に置きなさいという選び方、あとのその他の38市町村は、どちらとも答えることができないという選択肢をしました。

私は、あのときに調べもしないで、どちらでもいいというところでアンケートに入ればよかったんですけども、私なりに調べて、水蒸気放出が一番現実的で風評被害がないだろうと。大気中にオゾン層まで行って、自然界にトリチウムがもうありますから、そこで混じってもう全世界的にトリチウムが希釈されて、そうすればこの福島の風評被害も実際なくなるのであろうと。軽率な判断でありました。

実は、私は、村長になる前に第一原発を2度ほど視察しております。事故に遭った、今、解体中の原発の状況には入りません。しかしながら、事故に遭わなかった4号機、5号機も燃料棒の下まで入ってみましたが、あの敷地内に1,000個と言われる、1,170トン保管するタンクが1,000個ですよ。すごい広さです。びっくりしました。このような、直径五、六十センチのパイプラインでどんどん送っているわけです。将来的に、現地説明されて、このタンクをどんどん増やせばいいでしょう、放出しないで増やせばいいでしょうと。敷地内に限度があるそうなんです。そして、原発の敷地内だけのタンクが設置要件であって、それ以外は同意を得られないとタンクが置けない状況、それと、あのタンク1つ1億円するんです。今、それが1,000個なんです。原発事故が終わったときは、現場であのタンクを溶接して造っていたらいいんです。間に合わないということで、今、神奈川だか別の鉄工所で造って船で持ってきて、陸に揚げて大型のトレーラーであそこに運ぶんですが、あのタンク、1週間でなくなるんですね。ですから、1つのタンクが1週間で満タンになるということは、1億円

が1日1,400万以上かかる、そのようなことを現地で説明されては、これはやはり早く処理しなくてはならないなど、私も村長になる前に思ってきました。

それで、今回のアンケートの調査であります。しかしながら、私だけが大气への放出というを選んで、いろんな人からクレームの電話が来るんでないかなと一時心配しましたけれども、それはありません。しかしながら、関根議員から今回一般質問されて、私もそれなりに、様々な資料をいただいてやはり調査をいたしました。

それで、今思っていることを正直にお話しします。半減期が12年から13年と言われます。それで廃炉までいくには30年、40年と言われます。学者の先生がおっしゃるように、結論は、半減期が13年、14年かかるのだから、タンクに保管し続けて、その間にいい研究結果が出るだろうと。そのような学者の会見が一番適切だと思いました。

地下に埋めることなく、大气に蓋を開けておけばだんだん蒸散すっぺと私は簡単にそう思っていたんですけども、そうではないんですね。ボイラーで熱するというんだから3,000億かかるのは当たり前であって、ですから、タンクの敷地をもっと、交渉して原発の敷地以外まで、国がその敷地を買い取って、そして1,000個以上、2,000個できる、十数年かかるだけの敷地を確保して、1億円かかっても仕方がないから置くしかない、今、そう思っているんですよ、実は。そうすることによって、十数年の間に学者たちが半減期ですね、放射性物質の濃度が薄まる、それから、もっと別のアイデアが出てくるのではないかと分析をする方が大勢いらっしゃいますから、そのように今考えております。

あともう一つ、7地区で説明をいただきたいという話を、これは、国会議員の先生にも県の先生にも話をさせていただいております。また、私どもには、国からも、あと東電の方針も示されておられません。各自治体に何の方針も示されておられませんので、私はそこまでもう少し勉強して、一番いい選択肢は何なのか。

それと、議員おっしゃるように風評被害、これで我々は一番苦しんできたわけですから、そこをないように。毎年、県には47億円の風評被害対策費が来ております。これは、農作物の風評被害を払拭するための予算として国が予算づけしておる、県が予算づけしておるお金なんです、これは適切にやっぱり使わせていただいて、海洋放出、それから水蒸気放出、自然界の中に戻さないように、それで時間をかけてその処理の方法を、専門家の学者たちの皆さんの力を借りてやるしかないかと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 今、村長の答弁を聞きまして、一部、安心したところもございます。

先ほど、菅野会長の10年の時間軸でと、こうありますが、実際には京都大学などの研究グループ、ここでは酸化マンガンをナトリウムを吸着させる方法を開発していると。また、近畿大学のグループは、特殊なフィルターによってトリチウムを除去する装置を開発したと。まだいずれも実験室段階ではあります。これを国が精いっぱい後押しをして、あの汚染水からあと10年かかってもできるんだったら、本当にこのトリチウム、その他の放射能を、日本中が、また海外も、ここまで下がったんだらいいだろうと言うまで努力をして、それから海洋放出でも何でもしていただけるのが最高なのかなと思っております。

そういう中で、村長の今答弁も聞きながらですが、第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水の処分をめぐって、県内市町村議会では、処分方針に関する決議や意見書の可決が相次いでおります。村長ご存じだと思いますが、浪江町では、3月の定例会で海洋放出に反対する決議を可決しております。また、海から遠く離れた湯川村議会でも、3月定例議会で、処理水の適切な取扱いを政府に求める意見書を可決しております。また、三春町議会では、水蒸気放出と海洋放出に反対する意見書を今月5日に開会した6月定例議会に提出し、10日の、明日ですね、最終本会議で可決をされる見通しと新聞には報じられておりました。

本村でも、この原発事故により大きな被害を受けております。この処理水の放出は、やっぱり新たな風評被害が発生するのが高い問題であります。村として、海洋放出、水蒸気放出に反対の要望書を政府に対し提出していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新聞紙上で、大気汚染の水蒸気放出を村長が県内で唯一選んだわけがありますけれども、やはり調べてくるとこれは大変な問題であります。村としても姿勢を正します。

さらには、議会としても、三春議会は一昨日ですか、海洋放出、そして水蒸気放出をしてはならないという意見書を国に出すということになります。議会でもどうかこの意見書を添えて、今回の定例議会後にまた臨時議会も開かざるを得ない予定の日程がありますから、そこまで準備をしていただいて、村としての姿勢、そしてまた議会としての姿勢を国にお示しいただくよう、併せて私からもお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） ひとつご努力お願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、処理水の処分については若干離れるかもしれませんが、関連はしていると思いますので、1つ質問させていただきます。

原発事故の風評被害がまだ終息をしていない中、新型コロナウイルスの被害が発生してしまいました。農家はダブルで被害を受けているような状態です。肉用子牛や枝肉の価格が、1月と5月を比較してみますと、20%から30%下落というより暴落なんですね、そういう状態です。また、直売所「手・まめ・館」で販売している方々、農家の方々、国の緊急事態宣言に基づいてお客さんが非常に少なかったと、それで大きく売上げが伸びないと、そういうことを聞いております。また、小規模の商工業者の皆さんは国の持続化給付金を活用できますが、農家はこの制度、法的に活用できないんですね。

そこで、村の基幹産業である農業の生産維持と農家の経営案定、そして営農意欲の維持のために村独自の支援策が必要だと思います。何か支援策を検討しているのでしょうか、最後にお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 子牛の価格、5月、そして実は9日から、今日、明日、あさってと3日間、本宮市場で競りがあるようではありますが、先月も平均で20万以上の暴落がありまして、今回の約50頭以上の本村からの出荷の子牛の価格、どのくらいまで全体で下がるのか。栃木県の市場がちょっと下がったのでありますが、値段が上がってきたとの情報も入っておりますけれども、まず枝肉の暴落ですね。これは、まずオリンピックの延期ということも大きな要因、それから、コロナ対策での外食産業の自粛という大きなダブルパンチで出荷先ができないということでもあります。

まずは、この前、県知事とのテレビ会議の中で知事にも直接お話をいたしました。国としても、子牛の価格暴落に対しての支援策は、1頭当たり2万円という支援策があるというような国の方針もあるようではありますが、これ以上、下がるようであれば、本村としても、第2次補正の中に組み入れながら農家の支援策をしなければならないと前々から、今回の補正予算には組み込んでおりません。しかしながら、農家というか畜産農家の救済ですね、これも併せて組み立てなくてはならないということで、担当課とも話をしているところであります。具体的にどのような方法が一番いいのかというのは、農家の方々と畜産農家の方々と話をしながら、また、今後の市場の価格がどこまで下がってしまうのかということも勘案して、対策を打っていききたいなと思っております。

県も、それから国も、支援策は講じて、やはりうちの村は約5億円以上の子牛の年間の

販売価格があつて、畜産の中でも七、八億ある辺りのウエートでは約7割を占める大変な産業の一つでありますから、今後、皆さんのご意見聞きながら、第2次補正予算に組み込めるのかどうか検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 鮫川村、今後も企業誘致などはなかなか難しいと思います。農業を育て、農業に携わって、鮫川にある資源を有効に生かしながら、村民みんなで頑張るしかないと思います。どうか村長の今後とものご支援をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回の定例議会、まずもって災害関係の一般質問でございますが、本村にとって未曾有の大被害を受けた災害復旧に対し、村当局、そして職員の方々、真摯な働きをされたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

まずは、4定例会ぶりに就任されました渡邊副村長さん、それから武藤教育長さん、本当におめでとうございます。今後とも、我々議員一緒になって、村行政のためにご指導、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、災害復旧について、昨年10月の台風19号により本村は甚大なる被害を受け、公共土木施設や農業施設等に大規模な被害を受け、そのほかにも村単独事業として、住宅背後地、40万円未満の小規模災害復旧などに全力を傾注し、取り組んでこられたと思います。

そこで、年度内工期は令和2年3月31日が原則であるが、農地に関しては、春の作付に間に合うようにとの猶予期間を認め発注されたと思われるが、各種復旧事業の進捗状況をお伺いいたします。

1つとして、土木施設工事災害復旧工事（入札執行状況、発注契約状況）についてお尋ねします。

2つ、農業施設災害復旧工事、同じく入札執行状況、発注契約状況について尋ねます。

3、第4四半期契約状況についてお尋ねします。

4、村単独事業、農地小規模災害復旧工事（住宅背後地などの災害復旧工事）、（事業申請・確定箇所数、事業完了箇所数、事業費総額）について村長の答弁を求めたいと思います。



よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

昨年10月に発生した台風19号による記録的な豪雨により、各地で河川の決壊による洪水や土砂崩れが発生し、交通やインフラ等にも甚大な被害が生じました。

本村と県全体の災害査定結果でございますが、公共土木施設災害が27か所、決定額が約3億9,400万円、県全体で2,794か所、決定額が928億円、農地等施設災害が74か所、決定額が約2億600万円、県全体で1,777か所、決定額が約136億円となり、台風の降雨被害で受けた査定の決定額では過去最大となるようであります。村としても、早期復興に向けて災害復旧事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

議員おただしの災害復旧事業の進捗状況、1、公共土木施設災害復旧工事、2、農地等施設災害復旧工事の入札状況、執行状況、発注契約でございますが、今回の災害復旧工事の入札につきましては、年度末発注であることから繰越事業となる場合があること、また、県内の各地域で災害復旧工事が集中的に発注され、入札の不調・不落を防止し、円滑な工事執行を図るため、現場代理人の兼務制限を緩和、設計金額が全て5,000万円未満であることから指名競争入札といたしました。

また、指名業者について、業者選考委員会の結果、1,000万円未満の工事は村内5社、1,000万円以上の工事が村内5社と村外業者5社の10社で行っております。

入札と発注状況ですが、2月14日、公共土木災害復旧工事、河川災12件、道路災4件の16件の入札を執行いたしました。3月6日は、公共土木施設災害復旧工事、道路災1件、農地等施設災害復旧工事31件、そのうち農地が41か所、水路が19か所の計60か所を、合併施行の入札を執行いたしました。全ての工事が落札となっております。

契約状況につきましては、契約日、着工日を入札日と同日付、工期限は3月31日とし、契約を締結いたしました。年度内に完成した工事は河川の1件でございます。残りの工事については、3月の定例議会において繰越しの承認を得て、3月31日付の変更契約で工期の延長を行っております。工期限の延長期間でございますが、先ほども申し上げましたが、県内の各地域で災害復旧工事が集中的に発注されることで、資材の確保が困難な状況となっております。特にコンクリート2次製品、間知ブロックがなかなか間に合わないんですね、困っております。

また、各業者とも手持ち工事が過剰な状況となっていることから、各事業者に対して、事業量、工法、現場の状況、資材の確保状況、技術者及び従業員の確保等を検討し、手持ち工事全体の作業計画を作成すること、水稻の作付前に着手できない現場については、堆積土砂の撤去、それから畦畔が崩落している箇所については隅を立てていただくことなど、できるだけ耕作できることを受益者と協議して理解を得ることを条件に、安全作業できるように配慮した余裕を持った工事を設定いたしました。

農地災を優先に、資材等の確保ができた箇所、事業量の少ない箇所から施工していただいております。5月末現在の工事の進捗状況でございますが、農地災31件のうち、完成届が提出となった箇所が10件、現場は終了し竣工書類作成中の箇所が6件の、計16件が完了しております。残り15件及び土木災15件につきましては、作付を優先し工事を施工することとしましたので、受益者の理解を得て作業スペースが確保できた現場を除いては、収穫後の施工となる箇所もございます。

各事業者とも手持ち工事が過剰な状況の中、今後、令和2年度工事の発注を控えております。工事の安全管理に配慮し、施工計画を基に、監督員と現場担当者による工程管理を密に行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目のご質問の令和元年度第4四半期契約状況ですが、四半期契約状況とは、村発注の公共工事に係る入札結果と契約の状況を4半期ごとに取りまとめ、お知らせしているものであります。村ホームページに、「令和元年度公共工事の入札結果及び契約状況」として掲載しております。総務課では紙媒体で用意しておりますので、いずれかで閲覧することはできると思います。

令和2年1月から3月分を示す第4四半期の工事種別及び件数は、農地災害復旧工事31件、公共土木施設災害復旧工事16件、建築工事3件、機械設備工事2件など、計59件であります。さきに申しあげましたとおり、村ホームページで掲載されておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

4つ目のご質問の村単独事業、農地小規模災害復旧工事の事業申請・確定箇所数、事業完了箇所数と事業費であります。まず、被災した住宅背後地や進入路を復旧する住宅背後地等災害対策支援事業からご説明を申し上げます。

20万円以上の工事を対象としており、事業申請件数、補助対象経費総額が34件で4,413万8,855円であります。補助金の総額であります。1,885万7,000円のうち、5月22日現在の事業完了件数は14件、補助金支出済額が638万4,000円となっております。補助金額の率にし

て34%が完了しております。

次に、被災した住宅や住宅に附属する施設を修理する被害者住宅再建支援事業です。10万円以上の工事を対象としており、事業申請件数、補助対象経費総額が6件、382万7,820円、補助金総額90万4,000円のうち、5月22日現在の事業完了件数は3件、補助事業支出済額が45万7,000円となっております。補助金額の率にして51%が完了しております。

次は、被災した農地、農道、水路などを復旧する農地等小規模災害復旧工事ですが、2万円以上の工事を対象としており、事業申請件数、箇所数、事業費が全部で267件、468か所、金額にして8,593万2,731円であります。補助金の総額5,897万2,000円のうち、5月末の事業完了件数191件、380か所、補助金支出総額が3,881万8,000円となります。補助金額の率にして66%が完了しております。

なお、さきに申し上げました補助金の総額5,897万2,000円は、当初申請した各工事の補助限度額の総額であるために、復旧内容の変更や現地精査により事業量の縮小となることで、補助金総額は減少することとなりますが、ご了承願いたいと思います。

以上、9番、前田武久議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ただいま進捗状況がありました。それで、今回、昨年10月の激甚災害以来、また追い打ちをかけるようなコロナ騒動というようなことで、住民の方、困窮を来しておるような状況であります。そうした中で、いち早く災害復旧工事というようなことで取り組む態勢に入っておったんですが、今答弁されたように、ほとんどが繰越事業ということで、2年度に持ち越されたということでございます。

実は、3月6日頃に公共災害の入札執行をされたと思うんですが、その入札執行当時の発注状況ですか、聞くところによると、入札執行までに業者に対する入札関係の書類が整っていなかったというふうに聞き及んでおるわけでありまして。完全な測量、それから設計書が出来上がっていないということで、実際の事業費が定まっていなかったようなことをお聞きしております。そのような状況の中で入札金額が定まったと。それが後で、第2次測量とか、正確な測量終了次第に設計書が出来上がって、そして工事費が定まるというような状況だと思うんですが、その場合、工事費の差額が出ると思うんですね。その差額に対して再入札をされるのか、どうした取り組みをされてきたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 3月6日の工事は、公共土木災害復旧工事、道路災1件、それからそのほか農地等の災害復旧工事、合わせて30件41か所ということですが、水路19か所。この発注時点では工事設計の予定価格は決定をしておりました。当然、予定価格が決定されなければ入札は執行できませんので。

ただいま議員ご指摘の設計書ができていなかったのではないかというご質問に対しては、設計書があつての予定価格の設定ですので、そういうことはないと思っておりますが、ただ言えることは、測量業務委託が間に合っていたのかどうかということと、大体、農地災害に関しては、倒壊した高さとか長さで、蛇かごにするとかいうところで大体、担当職員が積算できる、設計屋に出さなくても予定価格をほぼ把握できるという状態にはありました。ですから、その辺のところの原因なのかどうか、詳細につきましては地域整備課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 地域整備課長です。

3月6日の農地災の発注時の設計書の件なんですけれども、担当課としまして、令和元年度の19号災害、台風災害、この農地災の件数が経験したこともない件数で、査定が12月から1月までの2か月かかりました。

農地災も、3分の2ぐらいは設計書が査定時までには図面が出来上がったんですけれども、どうしても業者さんが見つからず、11月下旬に約3分の1の件数を請け負ってくれる業者さんが見つかって、それから測量が始まったんですけれども、査定までにどうしても間に合わない箇所は、査定の簡略化ということで平面図等を取らないで、航空写真とか既存の図面を使って延長を表示し、断面は標準断面1か所で積算して査定を受けました。査定が1月末に終わるまでは委託業者さんも動けなくて実際に現場に入れなかったものですから、それから測量していただいて、実際に正式に図面が仕上がってきたのが3月末のものもあります。

農地災の発注なんですけれども、できるだけ早めに出したかったというのが、どこの業者さんも資材等の手配等が大変だったみたいなので、他町村のほうでも、うちのほうもできるだけ早く出していいということで、県の農地事務所と相談いたしまして概算事業費で設計書を作って発注し、あと、完成後精算するということで出しても今年はよろしいということで、概算設計書で発注をしております。

なお、通常工事と同じく、変更があれば変更設計を起こしますので、正式な数量が出次第、変更を行う予定となっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 概算設計予算でもって入札執行したということですね。ちょっと私、考えられないような状況だというふうに思うんですけどもね。それは、県のほうというか、村の入札執行の規約とか定款とかそういうものもあると思うんですが、それらに対しては全然問題ないんですか、支障はないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 職員も、自ら設計ができる能力を有しております。ですから、これは本来であれば設計業務委託は測量屋さんに委託するわけですが、業者さんが見つからない。とにかく、ただ工事の数量と、あと土量とか、それから工法、これを選ぶ技術を有している職員が実際、地域整備課におりまして、正式な発注前に数字をつかまないと補助金申請もできないと、さらには予定価格が設定できないということで、概算、今、課長が言うように、航空写真とか上からと、あと実際、高さ、長さを測って概算の見積設計額を出すということは内部状況でもできますので。

今答弁させていただいたのは、それで発注をしても実際誤差が出てくる場合には変更契約をせざるを得ないという状況で、補助金を頂いて、農地災害、本村だけの自前の予算でできませんので、補助金を頂いてその申請に間に合わせたと。その補助金を頂く県の農林事務所からも、それでもいいですよという許可をいただいたということで、とにかく発注を間に合わせて早く工事を発注しないと、特に農地は、議員ご指摘のとおり、作付に間に合わないということもありますから、3月6日に間に合わせて予定価格を設定して発注したという経過になります。

そのような条例、入札条例に大丈夫なのかという状況につきましては、総務課長、答弁しますか、入札のそういう決まりに触れないのかという質問なんですけれども。じゃ総務課長に答弁させます。

[「入札に関しては総務課財政係のほうで管理して……」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 総務課長、指名してから。

総務課長。

○総務課長（斉藤利己君） 入札に関しまして、契約に関しまして総務課財政係のほうで担当しているわけですが、現在、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、この後

によく調べて後ほど資料で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 答弁、よろしいですか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、質問するに当たって、答弁を直ちにいただいて私もまた質問したいというふうな考えで臨んでおるわけなんですよね。それで、後ほどということではありますが、実際、3月6日に入札執行して、もう工事は、業者はちゃんとそれを当然工事完了する考えで、それ作付とか何かに間に合わない場合には、今言ったように繰越事業で2年度にやむを得ないと私も思います。そういう箇所が3分の1あるということですね、実際やっていないところ。そうすると、問題は国からの補助金ですね。激甚災害指定で最終的には幾らになるんですか、その国県の補助金というのは。

それと、最後に生じる受益者の負担金ね、それが全然分からないんじゃないですか。令和2年度に入っちゃっているんですよね。入っちゃって、やった箇所も含めて、やらない箇所も受益者の負担金が全然定まらないと。でも、もうはやちゃんと入札執行して、公金は予算を生かされて決まっていると。ちょっと私とすれば考えられない状況だなというふうに考えて、幾ら激甚災害、農林事務所から許可をもらったから構わないというような答弁であるけれども、普通では、ちょっと常識では考えられないと思うんですよね。これは、幾ら国県の補助であったって我々の税金ですからね。

それと、公共土木、農地災もそうですけれども、実際は、これは本村の農業所得に関係する地代ですからね。税込だって影響するし。そうした中で、最終的にこの問題がいつ完成されるのか。残りの事業、令和2年度に本当に完成されるのか。もしされなかった場合にはまた繰越しということができるとかどうか。そういうことはあつてはならんと思うんですよね。これは、幾ら激甚災害の、農地関係の補助事業、あるいは村の単独事業で2万円以上40万未満の工事に対しては、ある程度はこれは緩和策は取れると思うんですけれども。

それと、この工事進捗率ですね。村の指名業者に発注されても、業者が手いっぱい、それから資材不足で調達できないということで間に合わないから、本村の場合は単独事業、80%の補助金の事業を設けたわけですね。それで、実際は、さきの村長の答弁から聞くと、指名業者ができないからその分を補ってもらうための民間委託というものをやったわけだね。その進捗率が六十何%ですよね、片方が。実際、県工事とか何かというのは、県のほうでは後れを取っても大丈夫だということを認めているんですよね。本村の農地災害、公共土木災、それを優先して、いち早く被災者の救済を図れということで、例えば西野の突貫工事、ああ

いうものは恐らく2年度の工期間があると思うんですけれども、ああいうのは県では特例として認めるからそっちを優先してやりなさいということでやっている。

そして、さっきの第4四半期の工事、あれは恐らく2月から3月31日までに発注されたものですよね。約60件、五十何件あるのかな、消費税含めて4億1,800万くらいになるわけですよね。その中に農地災入っているわね。村の単独事業というか農地災だね。これは40万以上の農地災が入っているんですよね。その進捗率からしてもとにかく悪いんです。そうすると、今回の場合は業者さんは仕事があり余って、その上に公共事業を確保していると。さっき言ったように、公共事業は後回しにしてもいいからということを言われているにもかかわらず、進捗率がまるっきり下がっておると。この民間で請け負った人たちは、工期3月31日というのをほとんど守っているんですよね。あと残っているのは業者の分が残っているんですよ。

だから、今後、あまりにも村のこの状況、そして農業所得の源になる水田作付が不能の箇所がかなり見受けられるんだよね。そういうものに対して業者ももう少し、こういう仕事があり余っているということを一生涯懸命、どんな工夫・工面を凝らしても努力をして、農家の救済を図るべきだと思うんですよね。今後、幾ら地元業者だといっても、当然これは考えなくちゃならないですよ。村長も商工会長やられた方であって、私ら議員も、地元業者を率先して、優遇してやるという考えでいるんですけれども、こんなに困窮極まった状況の村を救う考えのないようなやり方では私は納得できないし、村民も。

それと、恐らくこの請負金額、これにも相当差が出ていると思うんですよね。これはやっぱり村当局で十分把握して、工事規模に見合った実際の、本当に相当額の事業費であるかねえかぐらいのことは、やっぱりこれは掌握しなくちゃならないと思うんです。

あまり細かいことは言いたくありませんが、これ猶予期間というのはいつまで認めるんですか。恐らくみんな、四半期の工事の工期期限は幾ら遅くても12月末だね。12月末までに、早いものでは3月までありますよ。そういうものに対して、実際やっているんだか、やっていないんだかくらいは村当局として把握すべきですよ。やっぱりこういうときこそ、地元優遇の建設業関係の人たちに一生懸命、献身的な努力をしてもらわなくちゃならない。これは私として望むが、村長、どういう考えでいるか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議員ご指摘のとおりであります。今回、大量の、本当に多件数の工事が発注されました。県の建設事務所の所長も、県工事は一時休工ということで、災害復旧、

特に農地の関係の仕事を優先的に、それと技術者の現場代理人の担当、これを緩和しますからということをお早急に、業者も集めて、また村のほうにも建設事務所のほうから申入れがありました。

今回、これだけの件数をほぼ村内の業者で受注しておりました。私は、入札のときにこのような話をいたしました。昔は、仕事がないから村内の業者に何とか受注できるようにお願いしたいということで、私が商工会長のときにも、業者さんを代表して村長に要望したことが多々あります。しかしながら、今回の件数は非常に、内容の規模の大きさ、件数の多さ、これを踏まえて、まず一つは安全管理、労災が起きてはなりませんから安全管理を徹底していただきたいと。2番目には工程管理、工期を守っていただきたいと。3番目は品質管理、いいものを仕上げていただきたいと。労災事故を起こして、工期を守らない、さらには仕上がりが悪いと、こういう状況では公共工事の発注なりませんということを申し伝えて発注しております。

今ご指摘のように進捗率が非常に悪い。これは、2次製品が入らない、入るといふ言い訳にはなりませんから、入ってこないものは入ってこないわけではありますが、最大の努力をするように業者には再度指導いたします。ですから、今回の進捗状況がどこまであるかというのは、担当課のほうで把握して今ご答弁を申し上げたわけではありますが、一番はやっぱり、繰越しの承認をいただいても年内中には全ての発注した工事が終了しない限りは、来年の作付には間に合いません。1年、田んぼも作付しないで待っている。そのような農家も、私も何か所も現場を見ております。休みになると私は現場を見に行きます。これは、公務ではなくて、村内を歩いてどのような状況かと。いまだに丁張りが色あせてそのままになっている現場も多々ございます。

今後また、議員の今ご指摘のように、とにかく村民の、国民の税金を使つての発注、初期比率も当たり前の初期比率ですから、これはやっぱり従業員の福利厚生を守るために、安全管理をするために、そして適正な利益を上げていただいて、きちんと税金を納めていただくための歩掛かりでありますから、それ相当の金額で、業者さんは予定価格以下で落札をしておりますから、そこを合わせて、各村内業者、また指名に係る村外業者に今後の発注も注意喚起をして、工期は守っていただきたいということを再三指導していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど民間業者との相違と言ったのは、公共事業じゃないですよ、私



言っているのはね。単独事業で発注した、これは業者がやっているんですからね、その差額とか。それと、村長さっき言ったように、村の職員の中で2級土木施工士とか設計監理士とか、それから測量免許の取得している職員がいるというようなニュアンスでされたんですけども、どこまでできる職員がいるんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 詳細な実施設計、基本設計の数字の把握です。これは、村でも公共土木事業の当然発注者ですから歩掛けの数字を把握しておりますので、例えば蛇かごの長さとか段数、それから盛土の容量等、あと、のり面の処理につきましては単価把握しておりますので、数字を把握することはできます。図面も起こすことはできますが、正式にはやっぱりこれは土木設計業者に委託をして、今までの土木工事は委託をして、きちんとした歩掛けの中で設計業者に発注するというのが本来の発注の仕方でありますから。

ただ、さっきから何度も申しげますように、この災害に関してどのぐらいが工事にかかるのかという大枠の積算は、職員の中でもできる能力を有しているということでございます。

実際、業務として、業者として同等の設計までは至っておりません。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど申したように、3月初めに入札執行されたものが、最終的には受益者の負担にも結びつくんですよ、これは村も当然。その金額も分かれば5%くらいかなと思うんですけども、村と受益者がね。実際は発注されて完了した工事箇所もあるはずですからね。そうすると負担金が生じるわけでしょう。その受益者に負担金額が示されないような状況では困るんですよ。ちゃんと役場職員でそれだけ積算して、当初は概算予算でもって入札執行したけれども、実際は100万なら100万の工事、それに対して正式に積算したら、そして業者にちゃんと確認して設計書を作ってもらったら幾らになりましたくらいの報告は、やっぱり早急にしなくちゃならないと思うんですよ。今、何月ですか、とにかくそういうことで、やはりこれは一つの村の責任になると思うんです、務めですね、役目ですよ。それをやっぱり既に果たすべきだと思うんですが、村長、早急にできますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実際、受益者のほうにそのような負担金の表示がないようであれば、職員のほうも今後また指導していきたいと思います。

なお、詳細につきましては担当課長から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 地域整備課長でございます。

前田議員おただしの農地災の負担金の件なんですけれども、現時点ではまだ工事が完了していないので正式な金額は出ませんが、概算額での負担金の通知を早急に作って受益者さんに送りたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 負担割合、分かれば教えてください。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 農地災の負担金ですが、農地災の整備施設、農道、水路等は98%だと思います。農地が95%だと思います。今、資料ないので正確な金額があれなんですけれども、記憶している中ではこの割合です。

それと、農地災の場合、個人負担金に測量費の2分の1が負担となりますので、その辺を事業費案分で計算して負担金となります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 測量費がまたそれに加算されるということですか。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 測量費が加算になります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると、5%の半分2.5%が村、そうすると測量費というのは村と受益者が負担するということですか、両者で。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 今年度の場合は、激甚災の指定を受けましたので補助金が出ます。測量費に41.6%の補助金が出ております。ですので、その残りの分に対しての2分の1となります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると、58.4%を村と受益者が負担しなくちゃならないと。さっき村長が言った職員が測量、その測量分ですね、前の概算予算を設計した測量代も含めてかかるということですね。そうすると、実際は受益者、村負担が5%で利かなくなるということですか。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 受益者負担金ですが、受益者負担金が発生するのは農地災の

ほうだけなので、95%の5%負担となります。それに委託費の補助残の2分の1がかかりますので、5%を超えられると思います。その辺につきましては、概算の現時点での負担金の相当額を早急に計算しまして、各受益者さんに通知を差し上げたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ちょっと理解できないんですけども、2月に発注したものが、入札執行したものが、いまだに受益者の負担金分からない、掌握できない。まさにこれは不安で、これから農地災も何もできなくなると思うんですよね、農家の方は。まして作付できなくて、農業するところが減って。それに、こんな今の現況の中を生活していく、村では税収も減る、そういう状況を少しでも和らげるべく努力するのが、やっぱり我々が託している職員さんの働きだと思えます。もう少し頑張ってもらいたいと思います。

それと、これからの発注方法なんですけれども、災害箇所全部、発注は終わっているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 2月14日、3月6日に多件数、発注いたしました。それで、約1週間前に19件の災害を含めた残りの発注をいたしました。今後、発注の予定があるかどうかにつきましては、昨日、選考委員会があったのかな、その結果につきましては担当課長からご説明させます。

〔「議長、いいですか」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） ついでにですけども、じゃ、これから発注するもの。それから、これは激甚災害等のその公共災害でもって認められるんですか、これからでも間に合うということですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その詳細につきましても担当課長から答弁させます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） まず、今年度というか、2年度に発注する災害工事についても激甚災の対象になるのかということですけども、今回、災害査定で決定された箇所は激甚災の対象になります。実際、災害は1年で全部発注することは不可能なので、2年ないし3年以内に復旧することとなっております。

発注状況ですが、6月5日に、公共土木災の道路災が7件、農地災で農地が2件、施設が

9件で、合併合冊として9か所、工事で発注しております。公共土木災、農地等施設災害もどちらも3件ずつ残っております。公共土木災で残っている箇所が、河川が3か所残っております。どうしても河川災なので、発注してある分はもうしようがないんですけども、水量の少ないときに工事をしたいということで3か所残しました。

それと、農地災の3か所は渡瀬の堰と西山の水口と大沢の水路です。堰につきましては、こちらも水量の少ない時期に工事をしたいということで冬場に出したいと考えております。西山の水路ですけども、当面、水は流れているので、これも冬工事がいいのかなと思って残してあります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私からお願いしたいということは、これは農地でまだまだ申請していない箇所があると思うんです。多分、これは昨年10月22日に災害を受けて、その後、村への手続きが面倒くさいからとか、これ農地として今現在休耕しているとかというようなことで、やらない箇所がかなり、課長がちょっと見当もつかないような場所にかかなり残っているはずなんですよね。そういう場所ができるとすれば、先ほどできると言ったね。これからでも間に合うとすれば、これは農地災、一般の公共災ならばプロの方で掌握できるんだけど、我々農家、住民の人たちは分からないですよ。これはそういうことを周知すべきだと思うんです、村で。もし農地でもって、先ほど間に合うと言ったね、激甚災害だから間に合うと。そういうふうなことであるとすれば、これは今からでも間に合うとすれば、住民、村民に周知してやるべきだと思うんです。

そして、やるからには、先ほどのいい加減な、受益者負担額も示せないような状況で説明しても不安が残りますので、きちんとした、負担額が幾らになりますよくらいの、そして工期はいつまでですよというようなことをきちんと説明して、そして住民に安心感を与えるようなやっぱり施策をしてほしいんですが、村長、もう一度、念のためお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） これだけ多くの農地災害、それから河川、全ての件数が、今回もまた19件発注しましたし、これからまだ残っているということでもありますので、今、議員ご指摘の農地災害がこぼれているのではないかとということもありますから、そういった箇所の救済につきましては今後検討していきたいと思っております。

何せ、今回、多額の財調を崩しながらも8割負担、皆さんのご提案でした。小規模災害も

本当は50%ということだったんですが、受益者の負担を軽減してくれという皆さんの、前回の議会でご要望ありました8割ということで、公費とすればですね、金額を今、投入してありますから、今後また、こぼれている農地災害の復旧につきましては検討していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 職員の方も大変な苦勞されていることはよく承知しております。しかし、皆さんの努力をそれ以上もっとフルに生かしていただいて、住民の生活維持のためにお働き願いたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで16時40分まで休憩をいたします。

（午後 4時30分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時40分）

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の議事日程が全部終了するまで会議時間を延長したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで会議時間を延長することに決定いたしました。

---

〔「議長、先ほどの答弁の発言の訂正をお願いします」と言う人あり〕

#### ◎発言の訂正

○議長（星 一彌君） 許します。

村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどの宗田議員への答弁で、マスクの枚数を、布製マスクを「1万200枚」のところを「1,020枚」と答弁してしまいましたので、訂正をいたします。よろしく

お願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） それでは議題に入ります。

日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。

本件について報告を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第1号、報告第2号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから3ページをご覧くださいます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度の鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は、2ページ、3ページの一覧表のとおりであります。

一般会計は、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業2億3,900万円ほか、13事業合わせて5億5,944万5,000円、簡易水道特別会計は1事業385万円であります。

それぞれの事業の繰越理由につきましては、さきの議会で説明をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。令和2年度中に全事業が完了するように工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の4ページから13ページをご覧くださいます。

報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和元事業年度の事業報告及び決算報告書及び令和2事業年度の事業計画は、議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

---

◎承認第5号～承認第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）から日程第16、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（副区長の選任について）までの10件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第5号から承認第14号の10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第5号の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の14ページから15ページをご覧ください。

本案は、銚木田東地区移動通信用鉄塔施設KDDI通信設備工事の契約工期が令和2年3月16日であることから、鮫川村の移動通信用鉄塔施設に「鮫川銚木田東無線局」を新たに加える鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったために、地方自治法第179号第1項の規定に基づき令和2年3月24日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の16ページから17ページをご覧ください。

本案は、令和2年3月定例議会にてご説明をいたしました鮫川村保健センター使用料の取扱いについて、従来規定のなかった使用料を明分化するとともに、「施設の構成」ほかの文言の整理を行う鮫川村保健センター設置条例の一部改正につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月30日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の18ページから27ページをご覧ください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、専決により鮫川村税条例の一部を改正させていただいたものであります。

固定資産税の納税義務者等について、探索を行っても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定の追加であります。固定資産税において、登記簿または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の追加であります。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するなど、改正を行うものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の28ページから29ページをご覧ください。

本案は、鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の別表第1 その他の住宅に区分する4住宅のうち、彦次郎住宅は令和2年3月31日をもって借地契約期間を解約、中山住宅は令和2年度に解体の事業を計画しており、宿ノ入住宅の解体は令和元年度に工事を終えている、3住宅を条例から削除する鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の30ページから31ページをご覧ください。

本案は、令和2年4月27日に公布し、同日施行するため、専決により鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正させていただいたものであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定により傷病手当金を支給することとなり、この支給に当たっては、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正するとともに、構成市町村が支給に係る申請者の受付事務に当たることとなることから、鮫川村後期高齢者医療に関する条例において事務内容を改正するものであります。



地方自治法第179条第1項に基づき令和2年4月21日に専決処分したため、同条3項の規定により承認を得るものであります。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の32ページから34ページをご覧ください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の令和2年4月30日の公布の日の施行に伴い、専決する鮫川村税条例等の一部を改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、中小事業者に対する固定資産税の特例措置の改正、軽自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期限延長の改正の2点は、施行を公布の日としております。また、行事の入場料金等支払請求権を放棄した者への住民税の寄附金控除適用の改正、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長の改正の2点の施行日を令和3年1月1日としております。

地方自治法第179条第1項に基づき令和2年4月30日に専決処分したため、同条3項の規定により承認を求めるものであります。

それでは次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の35ページから39ページ、令和元年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。

補正前の予算額39億2,526万8,000円に対して今回748万2,000円を減額して、補正後の予算総額を39億1,778万6,000円とするものであります。

農地等災害復旧事業に係る国の補助金が不足しているとして、令和元年度の国費は委託補助金のみの支払いとし、工事補助については令和2年度に全額要望を行うとする連絡を3月下旬に受けて、歳入が見込めなくなった農地等災害復旧事業費補助金1億3,284万4,000円を減額して、財政調整基金繰入金1億2,750万円で賄うものとして、専決処分で令和元年度予算に増額補正させていただいたものであります。また、歳出については、財源内容の変更が主な内容となっております。

3月下旬に国の連絡により対応を求められた財源変更であり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月24日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の40ページから43ページ、令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書1ページから2ページをご覧ください。

補正前の予算額31億9,900万円に対して今回330万円を増額し、補正後の予算総額を32億230万円とするものであります。

新型コロナウイルス感染予防緊急対策業務として、品薄の布マスクの代替とする1人当たり3枚のマスクを住民配布するために、大人用サイズ9,500枚、子供用サイズ700枚、計1万200枚の布製マスク製作を村内縫製業者に委託しております。財源については財政調整基金を繰り入れるものであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急対応であり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年4月7日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の44ページから47ページ、令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書3ページから6ページをご覧ください。

補正前の予算額32億230万円に対して今回3億3,235万円を増額し、補正後の予算総額を35億3,465万円とするものであります。

特別定額給付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、迅速かつ的確に家計に支援を行うことを目的として、令和2年4月27日を基準日に人口3,269人を対象として、1人当たり10万円を給付するものであります。歳入は、特別定額給付金事業費補助金3,269万円、特別定額給付金事務費補助金170万円の国庫補助金を充てるものであります。

また、子育て世帯臨時特別給付金として、児童手当を支給している320人を対象に1人当たり1万円を子育て世帯に給付するものであります。歳入は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費320万円、子育て世帯臨時特別給付金事務費として55万円の国庫補助金を同様に充てるものであります。

新型コロナウイルスに関する経済対策の緊急の対応であり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年5月1日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

それでは次に、承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。議案書の48ページ、49ページをご覧ください。

令和元年度第2回鮫川村議会臨時会の議案第48号 区長及び副区長の選任につき同意を求めることについてで議会の同意をいただいておりますが、渡瀬行政区副区長より、令和2年3月3日に、一身上の都合により辞職願が出されました。同日付で受理・承諾してござ

す。令和2年4月20日に渡瀬行政区長から副区長の内示について提出され、同日付で受理し、5月1日より新たに渡瀬行政区副区長を選任する必要があるため、専決により選任させていただいたものであります。任期は、令和2年5月1日から残期間である令和3年3月31日までとなります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年4月20日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で承認第5号から承認第14号の10議案の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 承認第7号についてお伺いしたいと思います。

これといって異議はございませんが、対象戸数、それと減免予想額くらいなんですけれども、それはいいですから、農家戸数を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） こちらの鍬木田東地区の対象といたしますか、その戸数につきましては、担当課長、承認第7号ですね、移動通信の鍬木田地区の対象戸数。

〔「7号、税条例」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） 承認第7号ですか、税条例の一部を改正する条例ですか。

〔「肉用牛だよ。肉用牛の課税特例、適用期限3年延長ということだったよね」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） 分かりました。肉用牛の3年延長等の改正を行うものであるという、肉牛の売却による事業所得に係る課税の特例ですね。対象件数、何件くらいあるかと。

じゃ担当課長のほうからご説明いたします。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（斉藤利己君） 税の申告のあった対象農家でございますが、申し訳ありません、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答の予定ということでよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） そのほかありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 専決第4号、保健センターの使用料についてお伺いいたします。

これは、国民健康保険診療所、歯科診療所の使用料は無料ということなのか、それとも、この施設を利用する一般の方もこれは無料ということなのか、そこをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 承認の第4号ですか、6号ですね、保健センターの設置条例の一部を改正する条例ですね。

承認第6号につきましては担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（斉藤利己君） こちらの保健センターの使用料につきましては、従来、条例ではなくて施行規則のほうでうたっておりまして、施行規則ではなくて条例で本来うたうべきだということであったものですから、そういったことで条例の改正を行いまして、使用料を頂かないという規定を追加いたしました。

使用料を頂かないということは、それは歯科医院とか一般の使用者にかかわらず、全ての方がそれは使用料が無料になるんですが、ただ、保健センターの役割といたしまして、健康のためにあの施設はあるものですから、住民の健康のために使う会議等であればそれは無料ということですので、あの施設の役割を理解してご利用いただきたいなというようなところでございます。

以上であります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

専決処分の承認でありますので、討論を省略します。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第41号～議案第42号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例、2議案についてご説明を申し上げます。議案書の50ページをお開き願います。

初めに、議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、傷病手当金の支給については条例の定めるところにより行うことはできますが、国内の感染症感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは疑われる被保険者に対して、傷病手当金の支給をするために改正するものであります。

次に、議案書52ページをお開き願います。

議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、消費税増税による低所得者軽減強化に伴い、段階別に分かれている9段階のうち、第1段階から第3段階までを対象に介護保険料を改正するものであります。

以上で議案第41号及び議案第42号の2議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

◎議案第43号～議案第49号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第43号から議案第49号までの7議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の53ページから56ページ、令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

補正前の予算総額35億3,465万円に対して今回7,532万7,000円を増額し、補正後の予算総額を36億997万7,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の9ページをお開き願います。

主なものをご説明いたします。

13款国庫補助金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金5,143万6,000円増額は、マイナンバー及びマイナポイントの普及啓発に対する補助金73万3,000円、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次配分、鮫川村交付限度額5,070万3,000円を増額するものであります。

同じく2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金52万円増額は、子育て世帯臨時特別給付金支給対象児童数の精査による事業費の30万円、また、児童手当に係るマイナンバー

情報連携体制整備に伴うシステム改修委託料の補助金22万円の増額であります。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金900万円の増額は、キノコ原木の安定供給に向け、広葉樹林の再生を図ることを目的とした広葉樹林再生事業費の増額によるものであります。

同じく6目消防費県補助金、1節消防費補助金96万4,000円の増額は、避難所における新型コロナウイルス感染対策強化を図り、必要な備蓄品の購入などの経費を交付する補助金の増額であります。

10ページをお開き願います。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金390万円は、第2期人口ビジョン・総合戦略の策定等に充てるための繰入金であります。

同じく7目1節公有施設設備基金繰入金325万円は、高齢者総合福祉センターの食堂照明修繕及び脱衣室改修修繕事業費60万円、村営住宅の修繕を行うための維持管理事業費105万円、また、村民保養施設さざり荘の浴槽ろ過装置のろ材を交換・修繕するためのものであります。村民保養施設維持管理事業費120万円などを充てるために繰入金とするものであります。

19款諸収入、5項1目1節雑収入458万8,000円は、平成23年度の職員人件費の一部を損害賠償する東京電力株式会社損害賠償金23万7,000円、国道289号線道路改良工事に伴う河川改修により、大犬平の防災無線局野外放送子局を移転する補償金318万円などの増額によるものであります。

歳出であります。

11ページをご覧願います。

各款とも、2節給料、3節職員手当等、4節共済費などは、職員の人事異動に伴うものであります。

12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料451万円は、第2期鮫川村人口ビジョン・総合戦略策定業務委託料であります。

同じく7目地方振興費、1節報酬1,008万7,000円を増額、同じく12節1,008万7,000円の減額は、委託料として予算措置していた区長等業務を報酬に組み替えるものであります。

同じく18節負担金、補助及び交付金28万5,000円は、赤坂中野区集落センターの空調設備設置工事及び富田区集落センター改修工事に関する補助金の増額であります。



13ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費121万円は、村民保養施設さざり荘の浴槽ろ過装置のろ材交換・修繕費であります。

同じく27節繰出金229万6,000円の増額は、人件費と、保険基盤安定負担金の増額に伴う国民健康保険特別会計事業勘定に関する繰出金の増額であります。

14ページをお開き願います。

同じく2項児童福祉費、7目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、18節負担金、補助及び交付金30万円は、子育て世帯臨時特別給付金の支給対象児童数が増員したことによる増額であります。

15ページであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、10節需用費152万9,000円は、新型コロナウイルス感染拡大防止業務に係る増額であります。

16ページを開いてください。

同じく5目診療所費、14節工事請負費30万円は、感染症予防のために蛇口を自動水栓に変更する工事の増額であります。

同じく6目保健センター費、17節備品購入費48万円は、新型コロナウイルス感染症対策のために非接触体温計2本、また、歯科診療所の備品、現像機の故障による入替えのために現像機1台を予算措置する増額であります。

17ページです。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、12節委託料900万円の増額は、広葉樹の更新に向けた伐採及び作業道の整備とともに、空間線量を測定する広葉樹林再生事業の予算であります。地区は、赤坂西野字見渡周辺を予定しております。

7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、12節委託料3,745万円の増額は、ふるさと支援宅配便事業100万円、地域げんき商品券事業3,365万円、事業所支援給付金事業280万円とともに、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に計画する予算であります。

同じく17節備品購入費720万円は、つるや旅館厨房設備品類購入の増額であります。

18ページをお開きください。

同じく12節委託料135万3,000円の増額は、イラスト案内マップのデータ作成41万8,000円、フォトパンフレット作成用写真撮影業務委託93万5,000円の増額であります。

19ページをお開きいただきます。

8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費111万9,000円は、村営住宅修繕費の増額補正であります。

9款消防費、1項消防費、3目水防費、14節工事請負費318万円は、国道289号線道路改良に伴う河川改修により、大犬平の防災無線局野外放送子局を移転する工事を増額するものであります。

同じく4目災害対策費、10節需用費193万円の増額は、新型コロナウイルス感染予防対策強化事業にて避難所用簡易ベッド、パーテーションという仕切り、マスク等の購入経費を増額するものであります。

20ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費44万円の増額は、遊具定期点検の結果、老朽化した鮫川小学校ブランコを更新する工事費であります。

次に、議案第44号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の57ページ、58ページ、事項別明細書の26ページをお開き願います。

補正前の予算額4億2,350万円に対して今回397万円を増額して、補正後の予算額を4億2,747万円とするものであります。

27ページをお開き願います。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は158万2,000円を減額補正いたします。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は54万8,000円の減額、同じく3節介護納付金分現年課税分は19万6,000円の減額であります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金177万9,000円の増額は、人事異動による人件費の増額に伴う一般会計繰入金の増額であります。同じく2節保険基盤安定繰入金51万7,000円の増額は、国民健康保険税軽減分の保険基盤安定繰入金の増額であります。

同じく2項基金繰入金、1目事業費支払準備基金繰入金、1節繰入金400万円は、国保会計に基金から繰入れするものであります。

歳出の補正であります。

事項別明細書29ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分、1目介護納付金分、18節負担金、補助及び交付金96万9,000円の増額は、納付金額の確定による増額補正であります。

次に、議案第45号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の59ページ、60ページ、事項別明細書の32ページをお開き願います。

予算総額の増減はありません。

33ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の補正は、診療所職員の異動に伴う補正であります。

次に、議案第46号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書61ページ、62ページ、事項別明細書の37ページをお開き願います。

補正前の予算額900万円に今回118万5,000を増額して、補正後の予算額を1,018万5,000円とするものであります。

38ページをお開き願います。

歳入であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金118万5,000円は、運営費の繰入金であります。

歳出において、1款総務費、1項1目村営バス事業費、2節給料62万4,000円、同じく3節職員手当等35万円、同じく4節共済費21万1,000円は、会計年度任用職員制度の導入によりそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第47号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の63ページ、64ページ、事項別明細書の40ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億8,683万3,000円に対して今回31万9,000円を減額し、補正後の予算総額を4億8,651万4,000円とするものであります。

41ページをお開き願います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料25万6,000円の減額は、消費税増税に伴う低所得者の保険料軽減強化により、第1段階から第3段階までの軽減額が増えたことによる減額補正であります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金は、一般会計からの31万9,000円の繰入金を減額し、歳出においても同額を減額するもので、人件費の所要額について減額補正するものであります。同じく5節低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰り入れる増額補正であります。

42ページをご覧ください。

歳出であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金91万8,000円の減額は、居宅介護サービスのニーズが現状として少ないことによる介護サービス給付費の減額補正であります。

同じく2項介護予防サービス等諸費、2目特例介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金73万8,000円の増額は、連続したショートステイ利用者が増え、今後も同一の利用が見込めることによる増額補正であります。

次に、議案第48号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の65ページ、66ページ、事項別明細書の45ページをお開き願います。

予算額の増減はありません。

46ページをお開き願います。

歳出において、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、3節職員手当等18万円を増額、同じく4節共済費34万9,000円を減額、同じく11節役務費6万6,000円の増額による10万3,000円の減額は、増額補正によるもので、財政に予備費を充てるものであります。

次に、議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の67ページ、68ページ、事項別明細書の48ページをお開き願います。

補正前の予算額は1億34万円であります。これに対して今回108万8,000円を増額して、補正後の予算額を1億142万8,000円とするものであります。

事項別明細書49ページをお開き願います。

歳入において、古殿町から運営費負担金を69万5,000円、一般会計から運営費繰入金39万3,000円を増額して、歳出において、会計年度任用職員制度のパートタイム職員の採用を減じ、フルタイム職員の採用を増員した増額補正であります。

以上で議案第43号から議案第49号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

◎議案第50号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第26、議案第50号 村有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第50号 村有財産の無償譲渡についてご説明を申し上げます。

議案書の69ページをご覧ください。

本案は、令和2年3月31日に専決処分いたしました承認第8号 専決処分の承認を求めることについてにおいて承諾いただきました、定住促進住宅から削除した彦次郎住宅を無償提供するものであります。

この住宅は、補助処分制限期間が過ぎていることから補助金に係る制限がなく、敷地は借地であり、土地所有者との賃貸借契約期間が令和2年3月31日をもって終えることから、必要としない借地は土地所有者にお返しするという村の基本方針のもとに、土地所有者などとともに協議を重ねてまいりました。村が発注する解体工事を経て、敷地返却と第三者への無償譲渡との選択の中で、前記の協議を踏まえ、無償譲渡として進めているところであります。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は常任委員会で議案調査をお願いいたします。

11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時37分）

第 2 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和2年第2回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年6月11日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第44号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第45号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第46号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第47号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第48号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第50号 村有財産の無償譲渡について  
質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 同意第 3号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 同意第 4号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第3 同意第 5号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 同意第 6号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第5 同意第 7号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第6 同意第 8号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第7 同意第 9号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第8 同意第10号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第9 同意第11号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

---

出席議員（10名）



1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第41号～議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号～議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第9、議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

議案第43号の鮫川村一般会計補正予算について、ちょっと確認しておきたいと思います。

今回の補正予算の中で、第4次振興計画後期計画が出されました。それから、人口ビジョン・総合戦略の予算も出されております。

私も今年の3月定例議会、それから今度の一般質問でもお話しさせていただきましたが、村の振興計画は本当に上位計画で、大切な計画であります。それから、村長が就任されて、いろいろな施策、やりたいこともあります。それから毎月、住民との懇談、相談と受けております。そういう部分の中で、やはりどのようにしてこの振興計画なり人口ビジョン・総合戦略の中に取り入れていくのか。

それと、ちょっと心配だったのは、策定委員を募集しておりますけれども、これも昨日、担当課に聞きますと、募集が1人ということで、ちょっと情けない状態なので、この部分をどうやって解決しながら早急に進めていくのか、その辺を村長自らお話しいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 第4次振興計画の後半に差しかかりまして、策定委員並びにその前段のご質疑でありますけれども、住民主体の村づくりをどのように進めていくのかということではありますが、一昨日の答弁にもお示しさせていただいたところでありますが、9つの村民主体の村づくりの骨格、そしてまた、31の細かい施策を全職員のほうには提示をさせていただいておりますが、すぐにできる施策と、それからまた時間を要する施策、それと財政上必

要な施策もありますので、随時できるところから今回の第4次振興計画の後半に向けて織り込んでいきたいと。

今、各課長会議を先般開きまして、その一つずつ31の施策をどのような思いで組み立てたのか、それと今後どのように計画していきたいのかという、そのような打合せ会も終わったばかりでございます。

あと、答弁をいたしました。所内で、職員内でプロジェクトチームを既につくりつつあるということもご答弁をさせていただきましたが、そのような施策立案の具現化、どのようにして具体的に実行するのか、あといつまでに計画書を作って、いつ条例化にするのか、そのような工程、これにつきましては、今、指示書を作成中であります。まだ副村長、総務課長には閲覧をしていただけていません。今回の6月議会終了後、私の考えと、なぜそのような事業を組み立てたのかという理由、それと、いつ頃までにどのように工程を組んで計画書を策定してもらいたいのか、もしできないとなれば、できない理由は何なのかというような詳細を今、指示書を作成中であります。副村長、総務課長に閲覧した上で、再度また担当課長にもそのような施策の組立て方を今後、年度の前半中に組み立てまして、できるところであれば9月の議会にも皆様にお示しできるような方向づけを今、模索をしているところであります。

それと、2番目の質疑の振興計画の検討委員が今2回にわたって募集をさせていただいておりますが、今のところまだ村民の方々からは1名の応募だということで、今、再度募集をかけているところでございます。若い人、女性の方、さらには業種別も合わせて、本来であれば委嘱すればいいのでありますが、私も係も基本的にやっぱり一本釣りする委嘱は控えて、村民の皆様の意向を尊重して募集したいという基本的な考え方でおりますので、今のところまだ1名でございます。

どうか議員の皆様にも、各地区地区、各業界、年齢層を問わず、村づくりに参画してもらえないかという方がいらっしゃれば後押ししていただいて、自主的に応募していただけるようにお力添えをお願いしたいと思っております。最低5名ぐらいの方々には参加をしていただきたいと思っておりますし、過去に議員の皆さんにも委員になっていただいたこともございますので、ただ、議員の皆様にはご遠慮いただきたいという枠はありませんから、ですから、どうか自主性を持っていただいて、参加していただきながらも、ただ、議員の皆様には、その計画の後々ご承認をいただくような形にもなりますので、できるのであれば村民の方々のご推薦、後押しをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案48号について、特別会計ですけれども、補正に対しては項目数字外ということですので、これに対しては質問はないんですけれども、村長、3月ですか、あれでもって、施設の運営方針ですか。新年度早々協議に入るというようなので、約束されておられますが、以来コロナ、いろいろな問題でもって、今後多分職員もなかなか容易でないということで、それは承知しておるんですが、今後どのような方針でもってこの前の約束を果たされていかれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前田議員におかれましては、この交流施設の特別会計につきましては、毎回ご心配をおかけしておりますし、民間譲渡をしてもいいのではないかと腹案もいただいております。3月議会におきましても、同様のご質問があります。

3月議会でご答弁させていただいたとおり、旧つるや旅館の改築ということで、今、取組始まっているところでありますが、それらの新しい宿泊施設のオープン等鑑みて、ほっとはうすの今後の運営の仕方を今年度検討したいということで、3月議会にお答えをさせていただきました。

正直なところ、まだ検討に入っておりません。しかしながら、今年度中には、後半にかけて、ほっとはうすの運営の在り方、それから民間譲渡するのか、どのような形が一番適切なのかというような形の原案を関係者を交えてつくりたいと思っております。

なお、その運営の仕方の方向づけにつきましては、村の固有財産でありますから、土地も建物も村の保険の補助金を頂いたといえど、村の公有財産でありますから、その扱いにつきましては慎重に。そして、前回申し上げましたとおり、特定の方々が利益を生むような方法でないように、更改をしながら、譲渡する場合には方法を考えていきたいと思っております。なお、その方法の原案、できましたときには、また全員協議会を開いてでも、皆様にご協議をいただくように、今年度後半頭には進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 議案43号の件なんですけど、商工費の件で、以前にプレミアム商品券というのを昨年度取り組みましたが、これの参考に実績、どのくらいの金額だったのか分かれ

ば。今回、地域元気券ということで、1人1万円ということで3,300万円ほど計上しておりますので、参考に分かれればお願いしたいと思います。最終的な実績で結構ですので。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 昨年度のプレミアム商品券は、国の施策であったと思います。今回の上程させていただいているのは、コロナ対策の特別交付金を活用して、村独自の施策ということでありますが、昨年の実績、どのくらいの数字、実績があるのかにつきましては、担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「担当課長」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 昨年の国の施策にのっとってのプレミアム商品券の実績は、今、資料ございませんので、入手しました時点で議員の皆さんにはご配付をいただきたいと思っております。多分200万円前後だったような記憶がありますが、正式な数は表でお示ししたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第50号 村有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 村有財産の無償譲渡についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、同意第3号から同意第10号までの鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意第11号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提案され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第9とし議題とすることに決定いたしました。



ここで暫時休議いたします。

(午前10時19分)

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

---

◎同意第3号～同意第10号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、同意第3号から追加日程第8、同意第10号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

[村長 関根政雄君 登壇]

○村長（関根政雄君） それでは、同意第3号から同意第10号まで、鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての8つの同意についてのご説明を申し上げたいと思います。

本案は、鮫川村農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第3号、芳賀五郎氏。同意第4号、鈴木市恵氏。同意第5号、鈴木清孝氏。同意第6号、鷺野谷重一氏。同意第7号、鈴木則男氏。同意第8号、舟木久氏。同意第9号、芳賀芳雄氏。同意第10号、藤田浩之氏であります。

その任命につきましては、議会の同意を求めるため提案するものであります。

いずれの方々も識見に優れた方々でありますので、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第3号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第9号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第10号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎同意第11号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第9、同意第11号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第11号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

鮫川村固定資産評価審査委員会は、3名の委員によって運営をされております。

今回、固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求める方は、鮫川村大字石井草字森ノ前55番地にお住まいの中川西安男氏であります。生年月日が昭和29年4月11日、現在66歳であります。平成29年7月20日から令和2年7月19日までの1期3年間、固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいたところであります。1か月後の7月19日をもって任期満了

ということですが、新たに2期目の3年間を固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただきたく、皆様のご同意を求めたく提案をさせていただきました。

ご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第11号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

なお、10時40分より全員協議会を開催いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時30分)

上記会議次第は事務局長鈴木隆寛の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和2年6月11日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 英 也

署 名 議 員 前 田 雅 秀